

風評被害の現状とその払拭に向けた取組 (風評関連資料集 詳細版)

復興庁では、復興の現状に関する国内外への正確な情報発信に取り組んでいます。その際に活用できるよう、風評被害のもととなる様々な事象について、正確な現状や我が国の取組を、国内外の皆さまに分かりやすくご理解いただくための資料集(現時点版)を作成いたしました。

1. 空間線量の推移と環境の改善
2. 食品の安全・安心の確保に向けた取組
3. 輸入規制の撤廃等に向けた取組
4. 観光復興に関する取組
5. 廃炉・汚染水対策に関する状況

1. 空間線量の推移と環境の改善

・空間線量率の推移	4
・12市町村全体の物理減衰のみによる空間線量見直し	5
・福島県内の空間線量率の現状①	6
・福島県内の空間線量率の現状②	7
・＜参考1＞放射線の健康への影響	8
・＜参考2＞身の回りの放射線	9
・福島の復興・再生 避難指示区域の状況①	10
・福島の復興・再生 避難指示区域の状況②	11
・避難指示区域における交通インフラの改善と交通状況	12

2. 食品の安全・安心の確保に向けた取組

・食品中の放射性物質に関する基準等	14
・福島県の食品の安全・安心に向けた取組①	15
・福島県の食品の安全・安心に向けた取組②	16
・福島県の食品の安全・安心に向けた取組③	17
・＜参考＞福島県における海産物の調査結果	18
・福島県の海産物に関する自主検査	19
・出荷制限解除までの流れ	20
・食品についての風評被害の現状	21
・福島産の農林水産業の状況	22
・被災地産品の販路拡大等	23
・福島における特定風評被害による経営への影響に 対処するための特定事業活動 に係る特例措置の創設	24

3. 輸入規制の撤廃等に向けた取組

・諸外国・地域の輸入規制(現状)	26
・東日本大震災後の食品輸入規制撤廃に向けた取組	27

4. 観光復興に関する取組

・東北地方における延べ宿泊者数	29
・観光客中心の宿泊施設の延べ宿泊者数	30
・海外からの来訪客	31
・福島県の観光客入込状況	32
・福島県教育旅行入込数推移 ・東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業	33
・福島県における観光関連復興支援事業	34
・福島県における観光関連復興支援事業	35

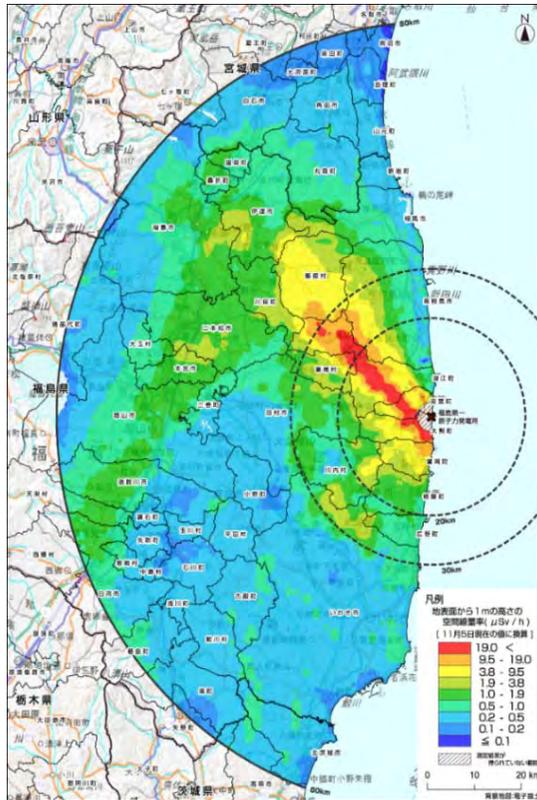
5. 廃炉・汚染水対策に関する状況

・汚染水対策の主な進捗	37
・福島第一原子力発電所 1～4号機の現状について	38
・燃料デブリ取り出しに向けたこれまでの調査状況	39
・福島第一原発の敷地境界及び周辺海域の改善状況	40
・福島第一原発エリア内の環境の改善	41

1. 空間線量の推移と環境の改善

空間線量率の推移

○ 東京電力福島第一原子力発電所から80km圏内の地表面から1m高さの空間線量率平均は、平成23年11月比で約80%*減少。



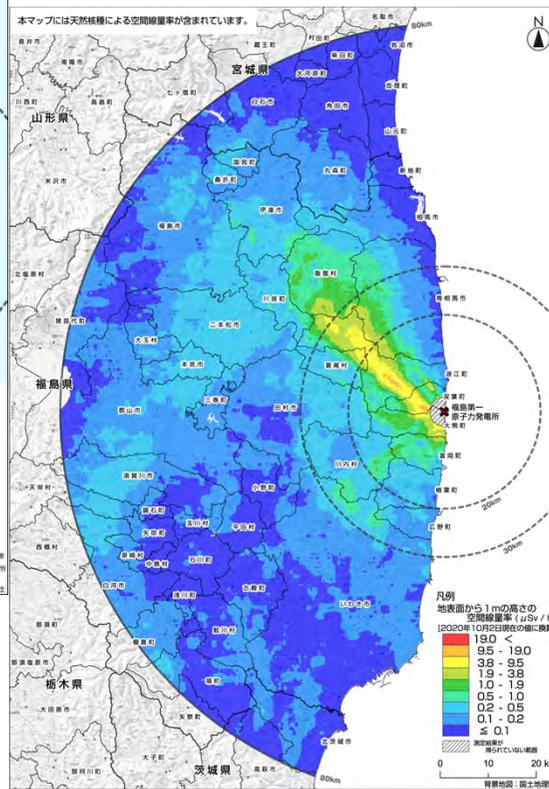
平成23年11月時点

最新のデータはこちら

放射線モニタリング情報

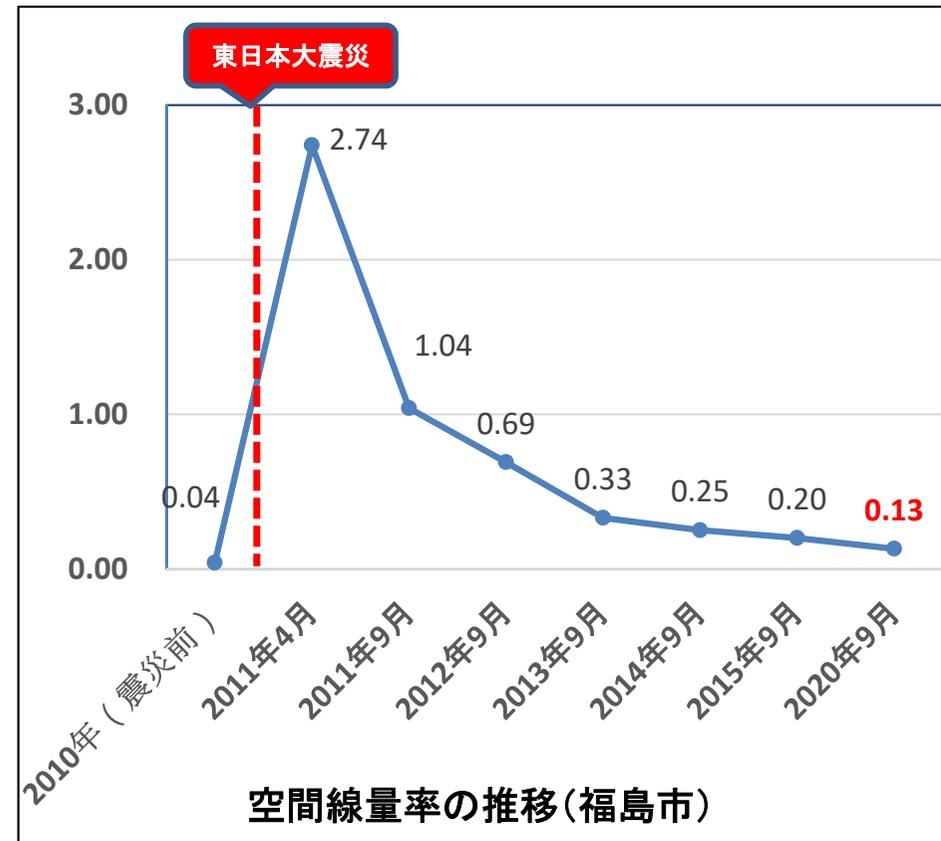
検索

<http://radioactivity.nsr.go.jp/nra-ramis-webg/>



令和2年10月時点

(例) 福島市の空間線量率は、震災直後に比べ**20分の1**以下に低下



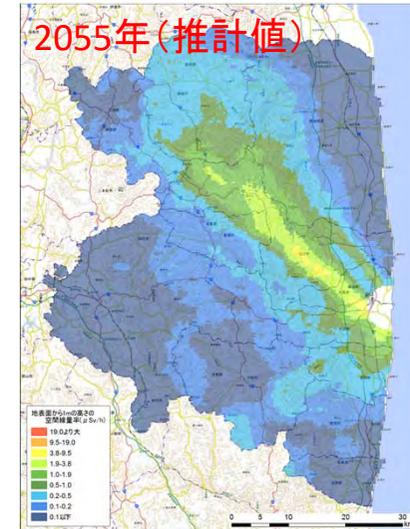
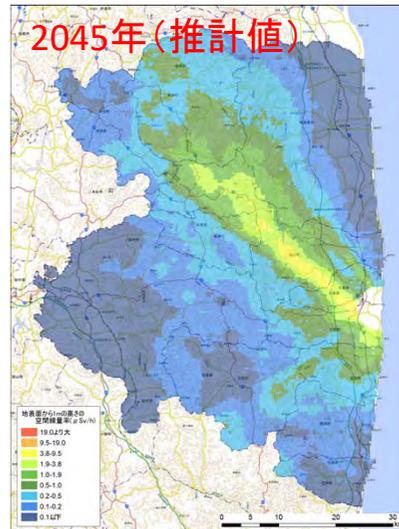
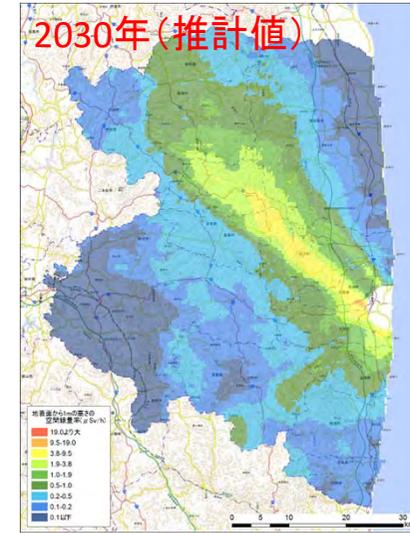
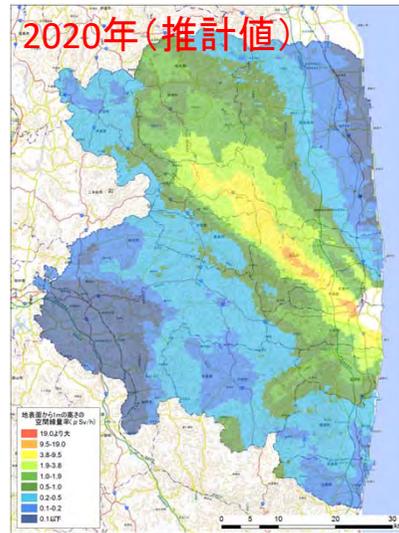
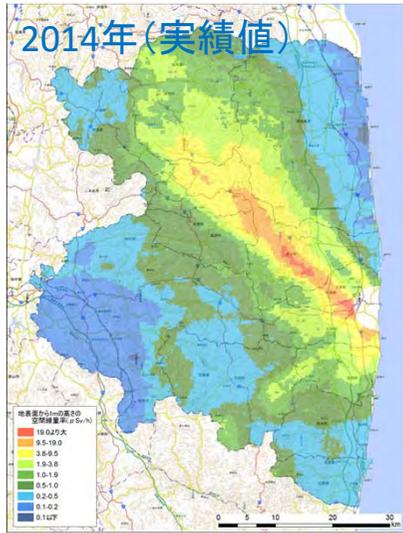
空間線量率の推移(福島市)

*本値は対象地域を250mメッシュに区切り、各メッシュの中心点の測定結果の比から算出したものである。
他の比較手法を用いた場合、減少率は異なる可能性がある。

出典: 原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」
: 空間線量率の推移(福島市)については「ふくしま復興のあゆみ(第29版)」を基に復興庁作成

12市町村全体の物理減衰のみによる空間線量見通し（参考試算）

- 12市町村全体（＝約2,000km²）では、3.8 μ Sv/h（※年間被ばく線量に換算すると20mSv）超の地域の面積は、平成26年の12%程度から、今後の物理減衰だけでも、30～40年後には約1%以下に縮小する見通し。



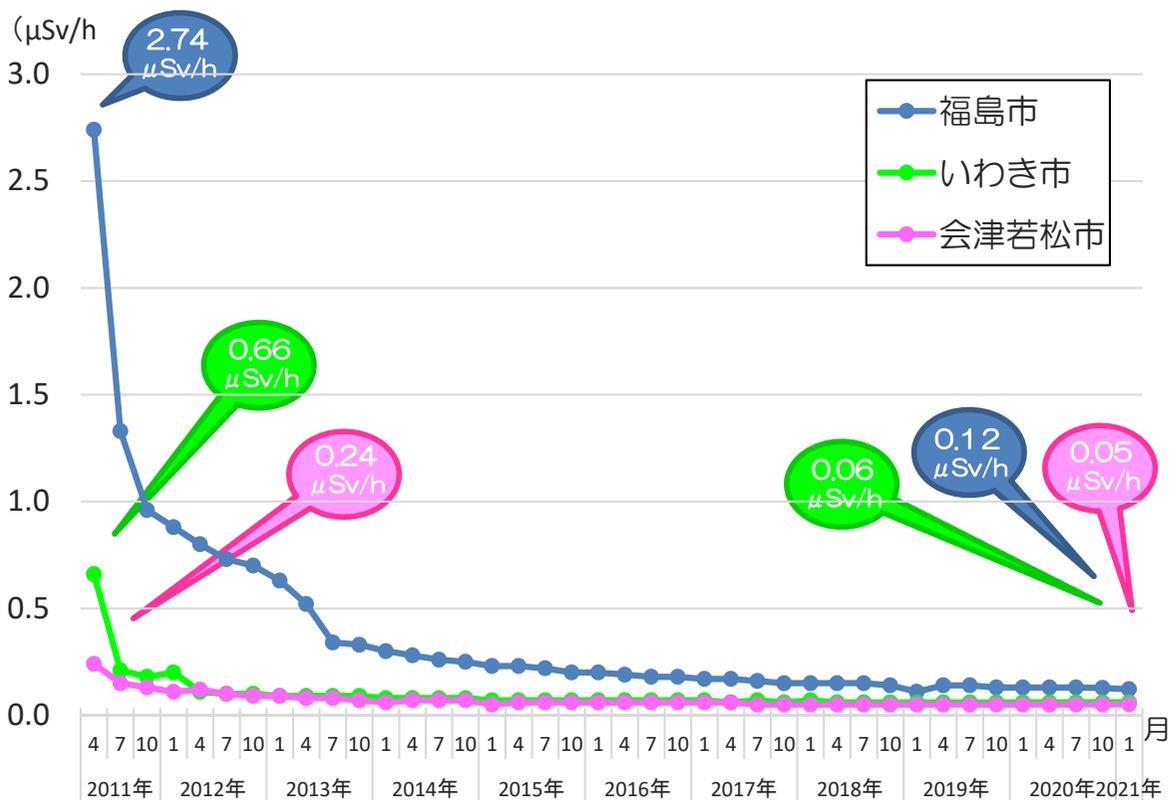
※本見通しは、様々な仮定を置いた上での推計であるため誤差の発生が避けられない等の要因から、将来を正確に見通すことは困難であるが、1つの参考試算として示すもの。

福島県内の空間線量率の現状 ①空間線量率の推移と測定体制

○ 福島県内の空間線量率は、平成23年4月に比べ減少してきている。
また、リアルタイム・24時間体制での計測を実施している。

● 放射線量の推移

時間の経過や除染作業の進捗により、福島県内の放射線量は低下してきています。



出典：福島県空間線量モニタリング情報より復興庁作成

● 放射線測定体制

福島県内では、学校、公園などの公共施設に3,087台（※）のリアルタイム線量測定システムを設置し、24時間連続の空間線量測定を実施しています。また、可搬型及び固定型モニタリングポスト633台（※）を福島県全域（発電所周辺も含む）に設置し、精密データの採取もしています。その他に水、食品等のモニタリングによるきめ細かな対応を行っています。

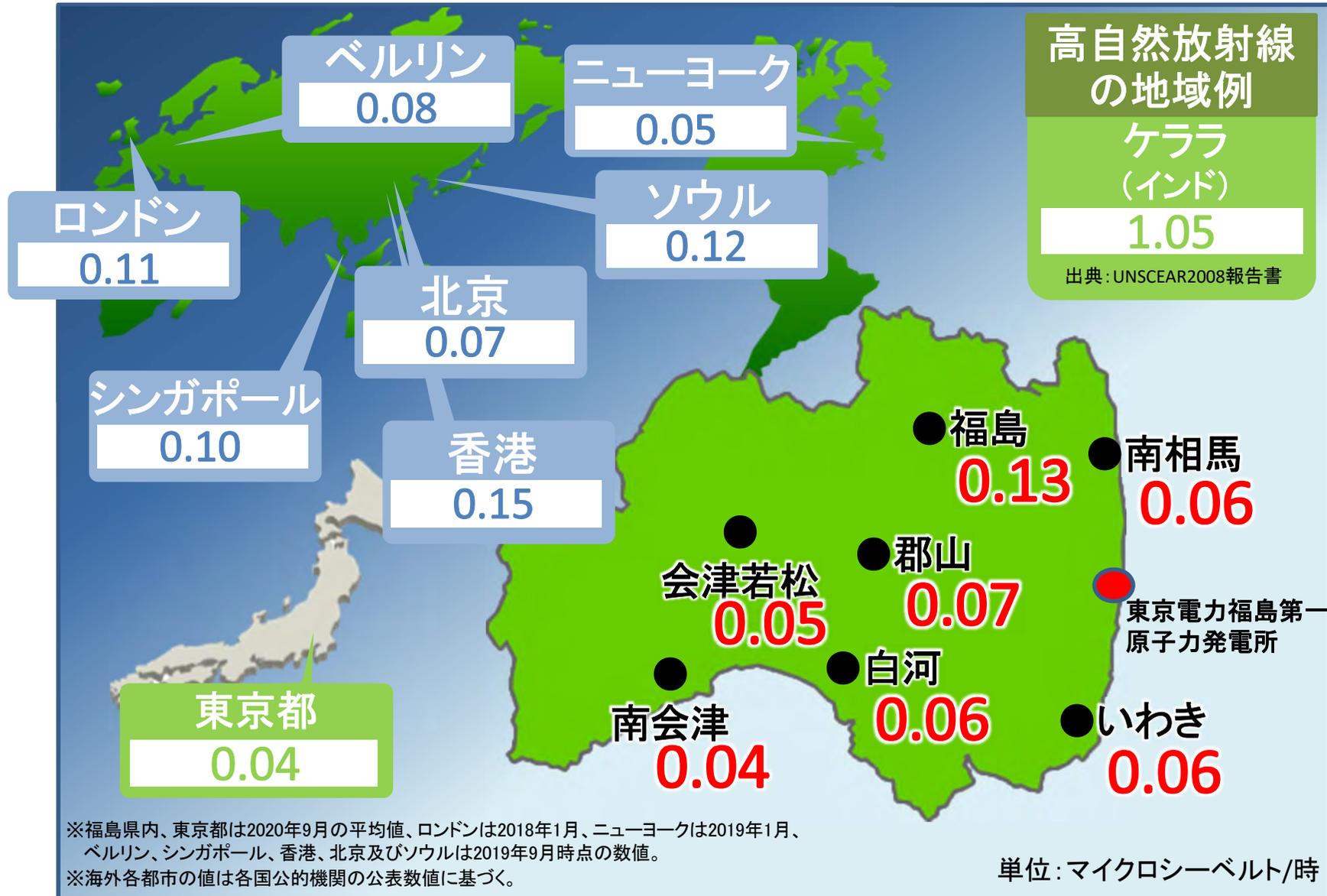
※ 平成31年2月末時点



出典：福島県教育旅行パンフレット等より復興庁作成

福島県内の空間線量率の現状 ②世界との比較

○ 福島県内の空間線量率は、海外主要都市とほぼ同水準。



放射線の線量とがんの相対リスク

放射線の線量 (ミリシーベルト)	がんの相対リスク*
1,000 ~ 2,000	1.8 【1,000mSv当たり1.5倍と推計】
500 ~ 1,000	1.4
200 ~ 500	1.19
100 ~ 200	1.08
100 未満	検出困難

出典：国立がん研究センターウェブサイトより作成

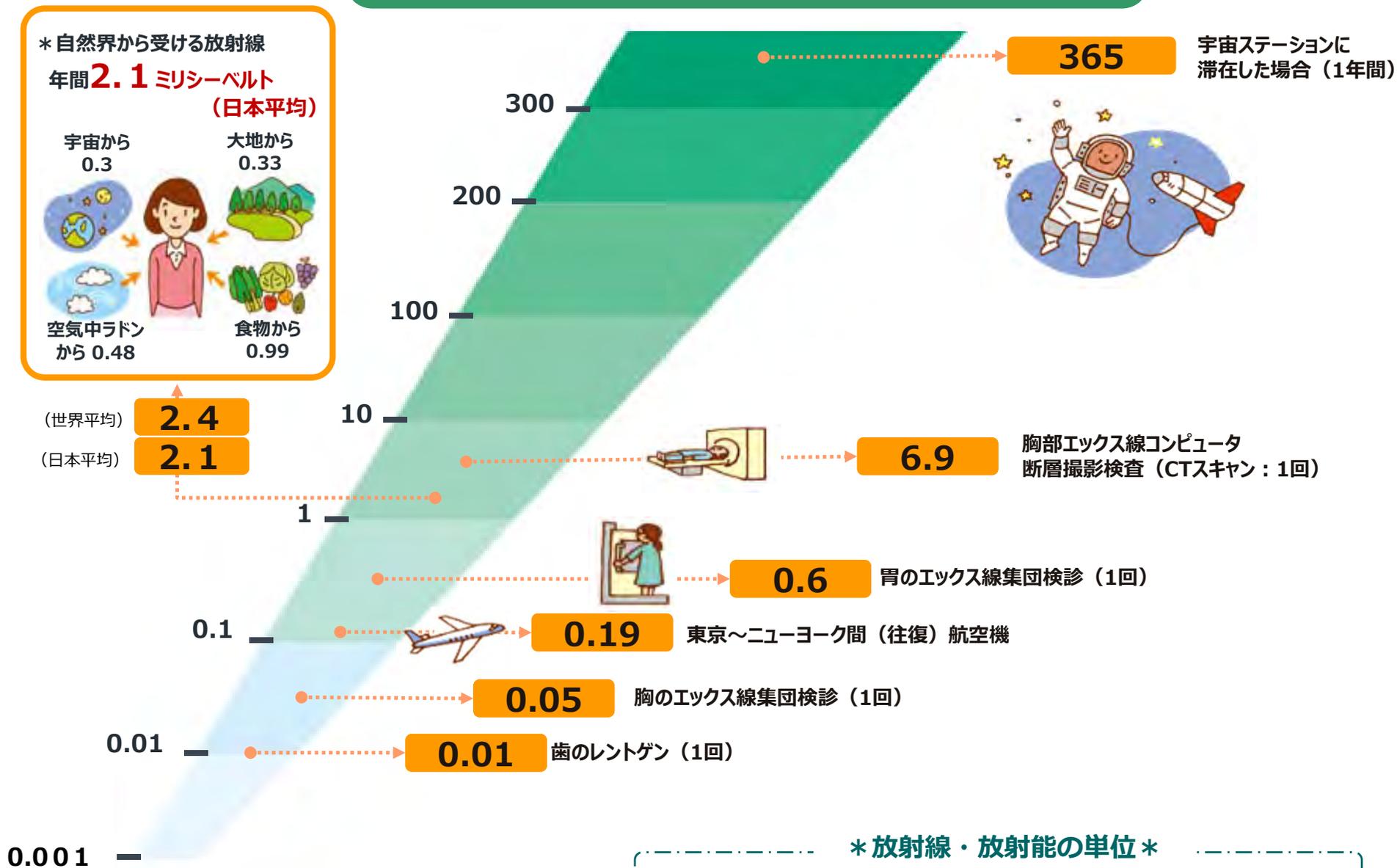
※放射線の発がんリスクは広島・長崎の原爆による瞬間的な被ばくを分析したデータ（固形がんのみ）であり、長期にわたる被ばくの影響を観察したものではありません。
※相対リスクとは、ある原因（ここでは被ばく）により、それを受けた個人のリスクが何倍になるかを表す値です。

<参考2>

身の回りの放射線

出典: 廃炉・汚染水対策福島評議会事務局(平成27年3月)

放射線を受ける量の比較



放射線・放射能の単位

- ベクレル (Bq) 放射能の単位
- シーベルト (Sv) 放射線の人体への影響の単位

☞ 1シーベルト = 1千ミリシーベルト = 100万マイクロシーベルト

福島県の復興・再生 避難指示区域の状況①

1. 本年3月、双葉町・大熊町・富岡町において、「帰還困難区域」の一部地域の避難指示を初めて解除。
2. 同時に、双葉町の避難指示解除準備区域を解除し、全ての居住制限区域と避難指示解除準備区域を解除。

居住制限区域、避難指示解除準備区域の解除の経緯

- ・2014(平成26)年 4月1日 : **田村市**
- ・2014(平成26)年 10月1日 : **川内村 (一部)**
- ・2015(平成27)年 9月5日 : **楡葉町**
- ・2016(平成28)年 6月12日 : **葛尾村**
- ・2016(平成28)年 6月14日 : **川内村**
- ・2016(平成28)年 7月12日 : **南相馬市**
- ・2017(平成29)年 3月31日 : **飯舘村、川俣町、浪江町**
- ・2017(平成29)年 4月1日 : **富岡町**
- ・2019(平成31)年 4月10日 : **大熊町**
- ・2020(令和2)年 3月4日 : **双葉町**

特定復興再生拠点区域の解除の経緯

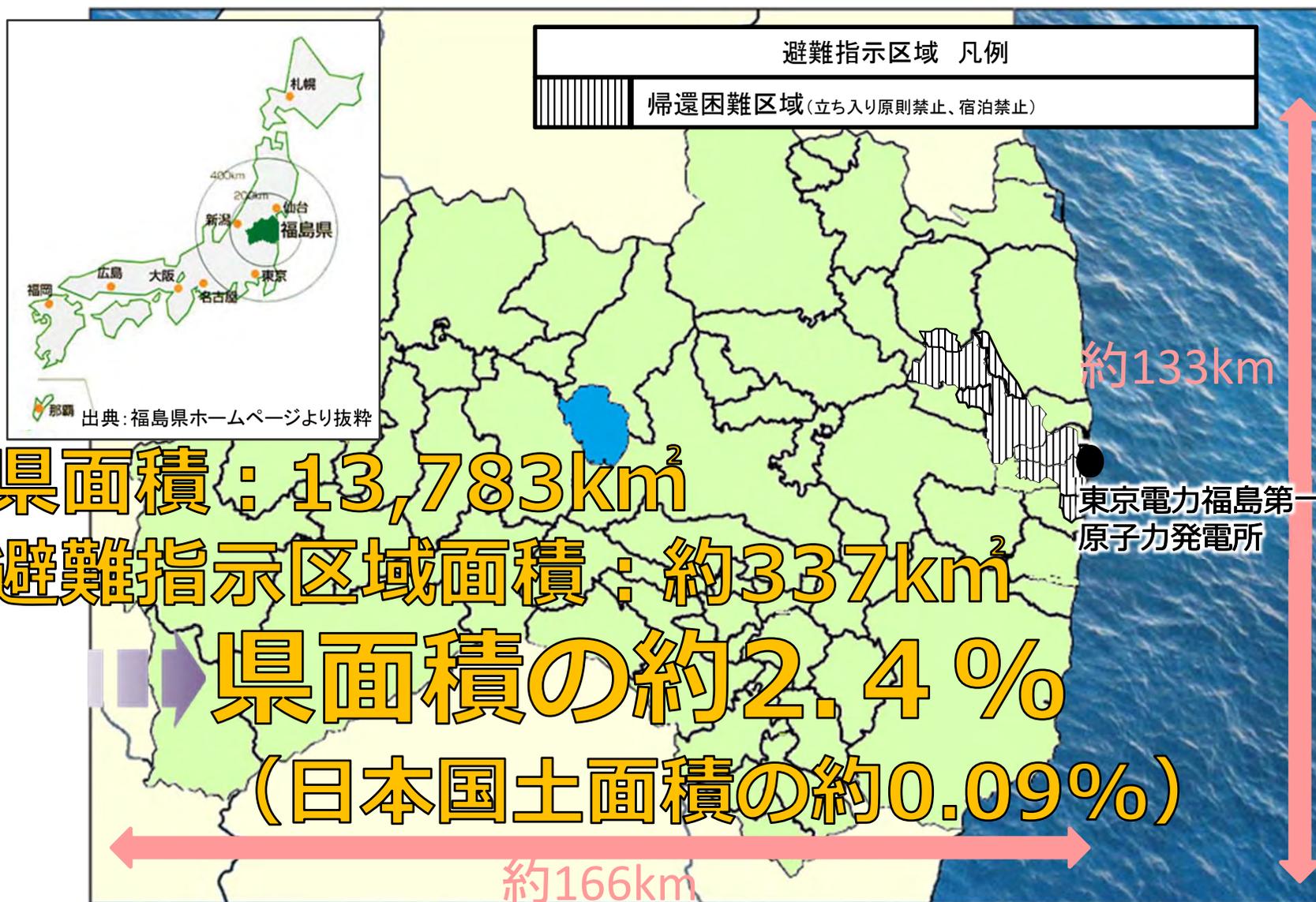
- 2020 (令和2) 年 3月 4日 : **双葉駅周辺を解除 (双葉町)**
- 同年 3月 5日 : **大野駅周辺を解除 (大熊町)**
- 同年 3月10日 : **夜ノ森駅周辺を解除 (富岡町)**

避難指示区域の現状と見通し(2020年3月10日現在)



福島の復興・再生 避難指示区域の状況②

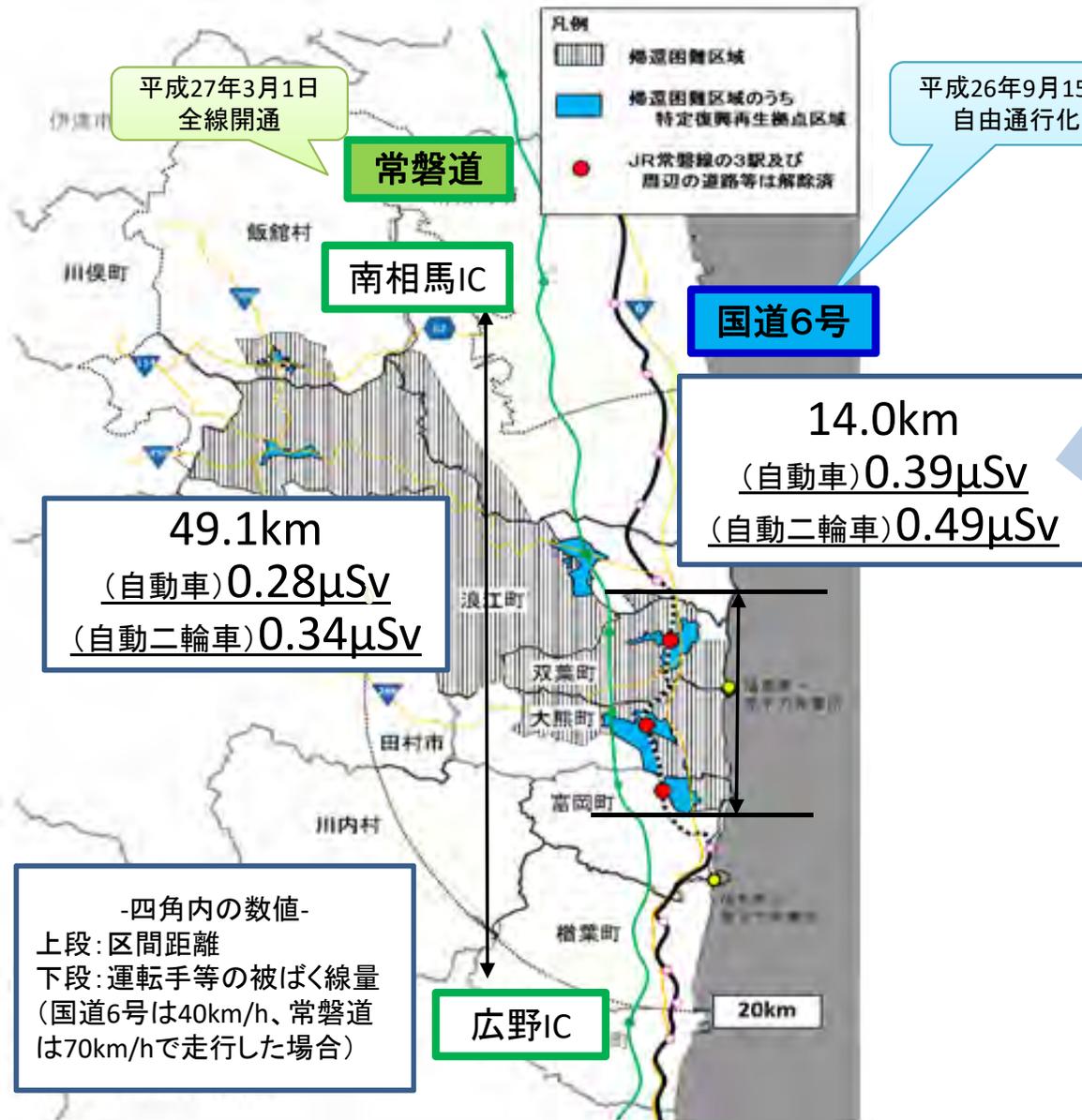
- 福島県の避難指示区域は県全体面積の約2.4%（日本国土で換算すると0.09%）。
- 県全体面積の約97.6%では通常の生活が可能。



出典：福島県、原子力被災者生活支援チーム資料を基に復興庁作成

避難指示区域における交通インフラの改善と交通状況

- 平成26年9月に国道6号が、平成27年3月に常磐自動車道が、それぞれ全線で通行可。また、J R常磐線は、令和2年3月に全線開通。
- 1日あたりの平均交通量は、国道6号で約1万6千台、常磐自動車道で約1万台。
- 国道6号の帰還困難区域を通過した際の被ばく線量は、胸部X線集団検診の被ばく線量の約150分の1。



● 国道6号の帰還困難区域を時速40kmで通過する自動車の運転手等の被ばく線量は、1回あたり0.39マイクロシーベルト (µSv)。

胸部X線集団検診の被ばく線量(1回あたり60µSv)の約150分の1

● 常磐道の広野ICから南相馬ICを時速70kmで通過する自動車の運転手等の被ばく線量は、1回あたり0.28µSv。

● 国道6号及び常磐自動車道の帰還困難区域等において、トラック及び積荷を用いて、放射性物質の付着を実測したところ、1回通行時のトラック荷台や積荷の表面などの汚染度合は、いずれも検出限界値を下回った。

-四角内の数値-
上段: 区間距離
下段: 運転手等の被ばく線量
(国道6号は40km/h、常磐道は70km/hで走行した場合)

2. 食品の安全・安心の確保に向けた取組

食品中の放射性物質に関する基準等

○日本は世界で最も厳しいレベルの基準を設定して検査をしており、基準を超えた場合は、市場に流通しないようになっている。

	日本 食品衛生法の 基準値	コーデックス ³ CODEX STAN 193-1995	EU Council Regulation (Euratom) 2016/52	米国 Guidance Levels for Radionuclides in Domestic and Imported Foods (CPG7119.14)
核種:放射性 セシウム ^{1,2} (単位: Bq/kg)	飲料水 10 牛乳 50 乳児用食品 50 一般食品 100	乳児用食品 1,000 一般食品 1,000	飲料水 1,000 乳製品 1,000 乳児用食品 400 一般食品 1,250	全ての食品 1,200
追加線量の 上限設定値 ²	1mSv	1mSv	1mSv	5mSv
放射性物質を 含む食品の 割合の仮定値 ²	50%	10%	10%	30%

- 1: 本表に示した数値は、この値を超えた場合は食品が市場に流通しないように設定されている基準等の値である。数値は、食品から受ける線量を一定レベル以下に管理するためのものであり、安全と危険の境目となるものではない。また、各国で放射性物質を含む食品の割合の仮定値等の影響を考慮してあるので、単に数値だけを比べることはできない。
- 2: コーデックス、EUと日本は、食品からの追加線量の上限は同じ1mSv(ミリシーベルト)/年である。日本では放射性物質を含む食品の割合の仮定値を高く設定していること等から、基準値の数値が海外と比べて小さくなっている。
- 3: 国際連合食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)が1963年に設立した、食品の国際基準(コーデックス基準)を作る政府間組織。その目的は、消費者の健康を保護するとともに、食品の公正な貿易を促進すること。2018年8月現在、188の国と1つの機関(欧州連合)が加盟している。

福島県の食品の安全・安心に向けた取組①

- 科学的根拠により設定された世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく放射性物質検査の徹底による食品安全の確保。
- 農地の反転耕やカリ施肥等による吸収抑制対策を実施。

福島県における食品検査体制（平成26年2月28日現在）

食品の放射性セシウムの基準値 単位：Bq/kg

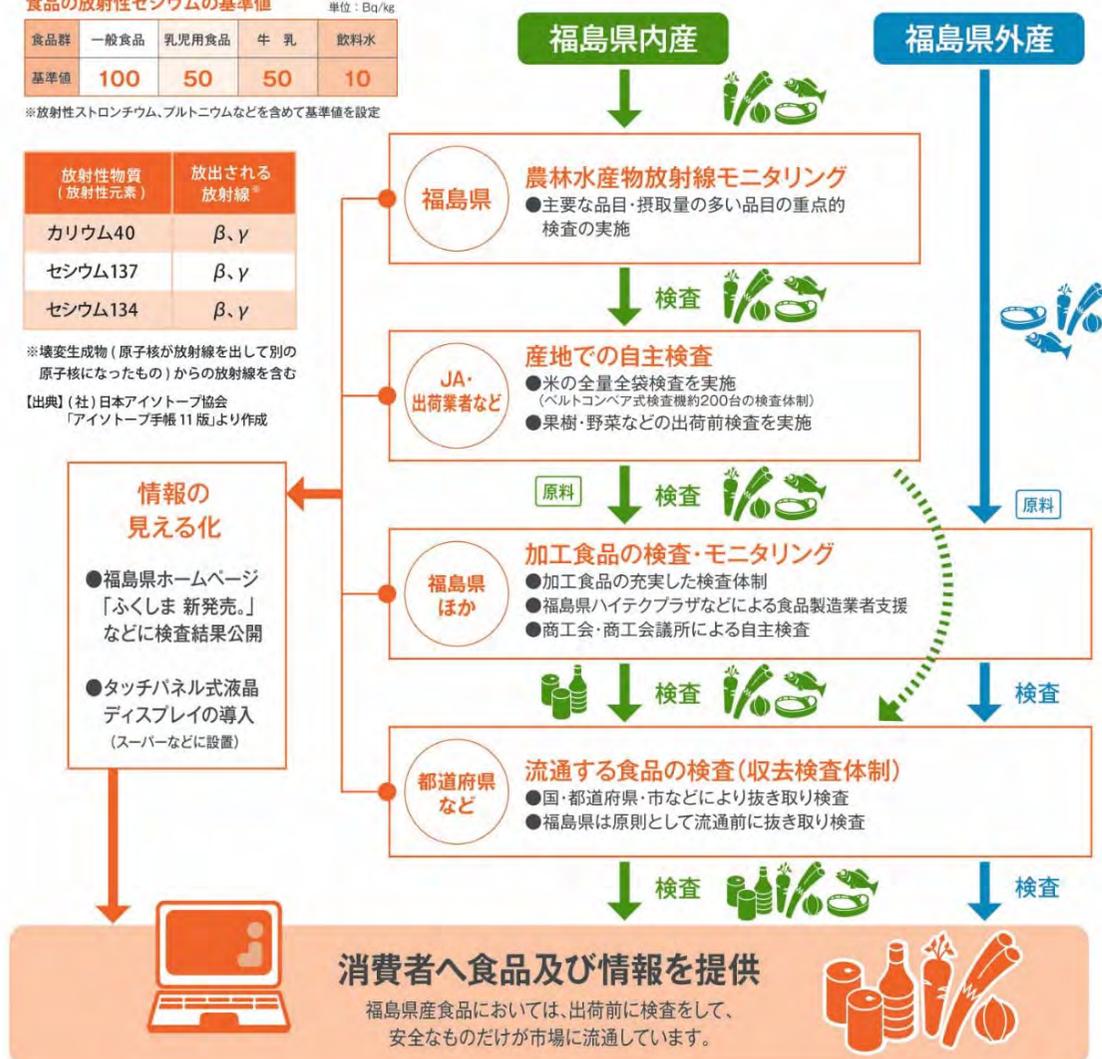
食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

※放射性ストロンチウム、プルトニウムなどを含めて基準値を設定

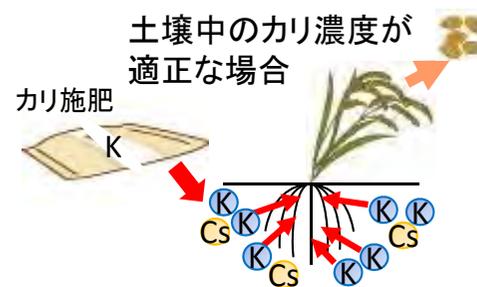
放射性物質 (放射性元素)	放出される 放射線*
カリウム40	β、γ
セシウム137	β、γ
セシウム134	β、γ

※壊変生成物（原子核が放射線を出して別の原子核になったもの）からの放射線を含む

【出典】(社)日本アイソトープ協会
「アイソトープ手帳 11 版」より作成



○カリ施肥による稲の吸収抑制対策



放射性セシウムの吸収は抑制される

出典：農林水産省、風評TF資料

○福島県産食品の検査

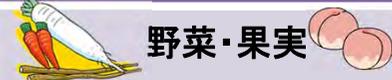
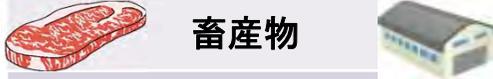
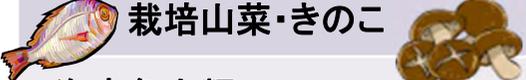
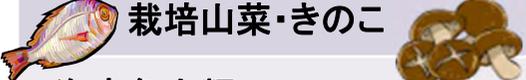
福島県では、食品中の放射性セシウムの基準値である「食品1kgあたり100Bq（一般食品）」に基づいて生産、製造・加工、流通・販売、消費の各段階において検査を行っています。

福島県の食品の安全・安心に向けた取組②

- 農林水産物は、出荷前に徹底したモニタリング検査等を行い、結果を公表。
- 近年は基準値（100Bq/kg）を超えるものはほとんどない。
- 米は全量全袋検査を実施。平成27年産米以降、基準値超過なし。令和2年産米よりモニタリング（抽出）検査に移行（旧避難指示区域等を除く）。
- 超過が確認された場合、市場に流通しないよう必要な措置が取られている。

◆福島県による農林水産物のモニタリング検査の結果

（令和2年4月1日～令和2年12月31日）

種別	検査点数	基準値超過数	超過数割合
 野菜・果実	2,111件	0件	0.00%
 畜産物	3,128件	0件	0.00%
 栽培山菜・きのこ	990件	0件	0.00%
 海産魚介類（内水面養殖は省略）	3,127件	0件	0.00%
 河川・湖沼の魚類	679件	0件	0.00%
 野生山菜・きのこ	651件	1件 ^(※1)	0.15%

※1 出荷制限解除に向け平成28年度に行った検査で基準値を超過した1件（令和2度公表）

◆米の全量全袋検査の結果（令和2年9月12日～令和3年3月31日）

種別	検査点数※	基準値超過数	超過数割合
 玄米（令和2年産）	313,814件	0点	0.00%

※旧避難指示区域等の12市町村（田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村及び川俣町（旧山木屋村））の

出典：福島県からのデータを基に復興庁作成

福島県内の産地による自主検査の結果はこちら

ふくしまの恵み安全対策協議会

<https://fukumegu.org/ok/contents/>

自主検査に関しては、漁業協同組合が国の基準よりも厳しい検査基準（50Bq/kg）を設けて行っている。

モニタリング検査に関するIAEA※による評価
（IAEAへの報告書（2020年12月より抜粋））

これまでに入手できた情報に基づき、IAEA/FAO合同チームは、モニタリング方法や食品の放射性物質汚染に関する問題への対応は適切であり、フードサプライチェーンは関係当局により効果的にコントロールされていると理解している。

※IAEA＝国際原子力機関

福島県の食品の安全・安心に向けた取組③

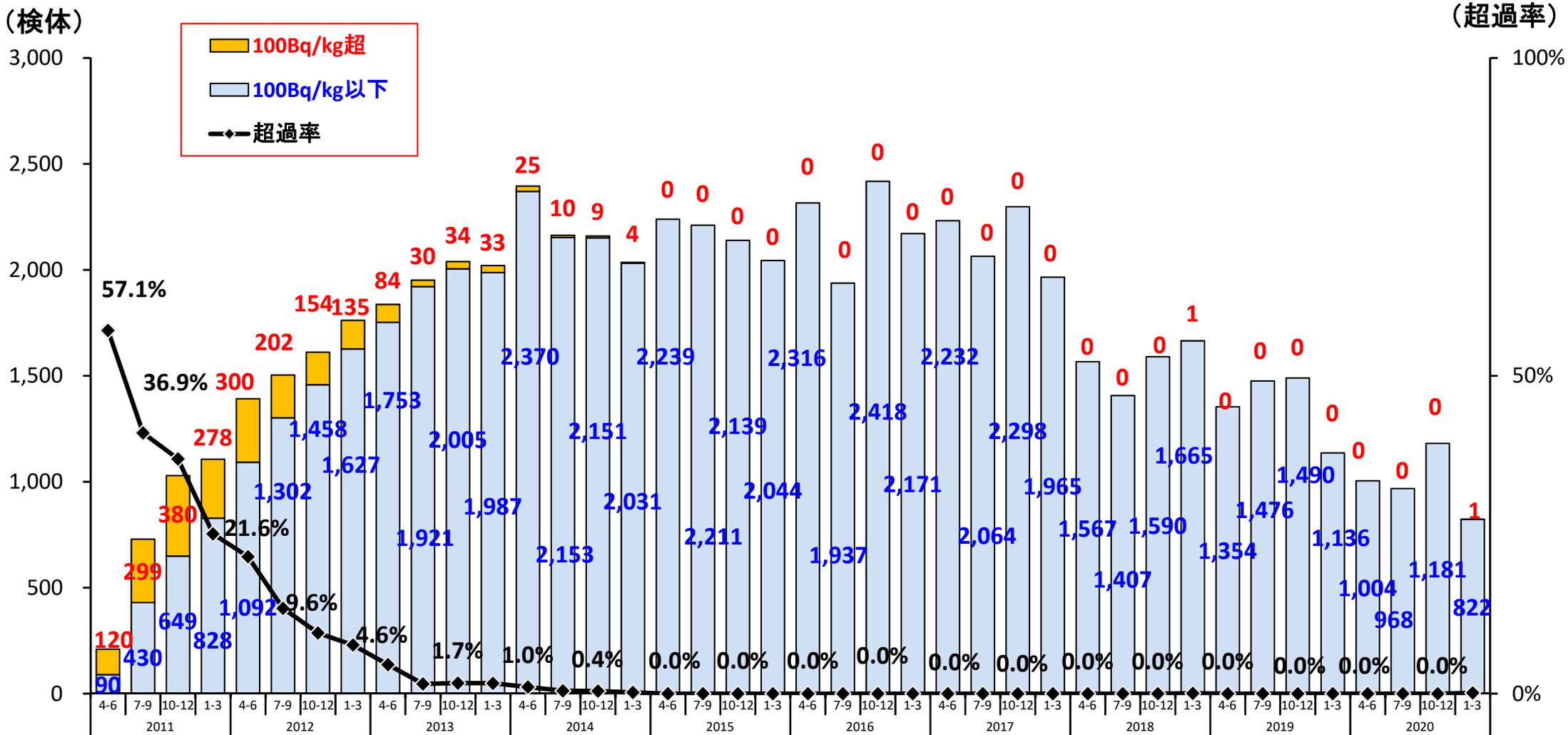
- 特に米は、平成24年から世界初の取組として、全ての米袋について放射性物質検査を実施。
- 平成27年産米以降は、基準値(100Bq/kg)を超過したものはなし。
- 令和2年産米よりモニタリング（抽出）検査に移行（旧避難指示区域等を除く）。



IAEAによるモニタリング等への評価（IAEA報告書(平成28年10月)より抜粋）

- ・ 食品中のセシウムの測定、適切な規制措置及びモニタリング結果の公表は、食料供給の安全性に対する信頼を維持する上で助けとなっている。
- ・ 食品規制は、食品のサンプル抽出・モニタリング結果に対応し、必要な更新・改正がされ続けている。これは、日本政府による継続的警戒と、消費者や貿易の保護に対するコミットメントを示すものである。
- ・ IAEA/FAO合同チームは、モニタリング方法や食品の放射性物質汚染に関する問題への対応は適切であり、食料供給網は関係当局により効果的にコントロールされていると理解している。

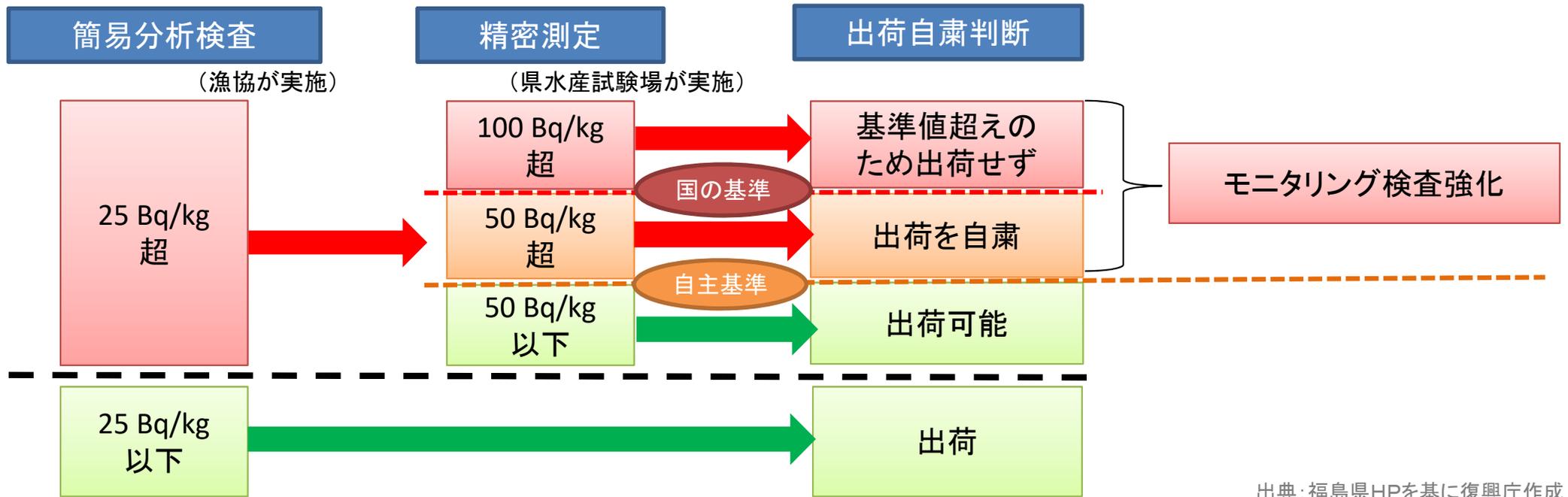
○ 福島県の海産物について、震災直後の平成23年4～6月は、基準値(100Bq/kg)を超える割合が57.1%であったが、その後、基準値を超えるものは時間の経過とともに減少。



福島県の実業物に関する自主検査

- 福島県では漁業の操業を自粛し、試験操業・販売*を実施。
- 基準値を超えたものは出荷を制限しており、消費者の手元に届く海産物の安全性は確保。
- 漁協が国の基準値よりも厳しい自主基準（50Bq/kg）に基づく自主的な検査を実施し、安全・安心に配慮。

*「試験操業・販売」：平成23年3月以降、操業自粛している中で、海産物の放射性物質検査の結果、安定して基準値を下回っている海域・魚種について、試験的に操業・販売を実施している。



出典：福島県HPを基に復興庁作成

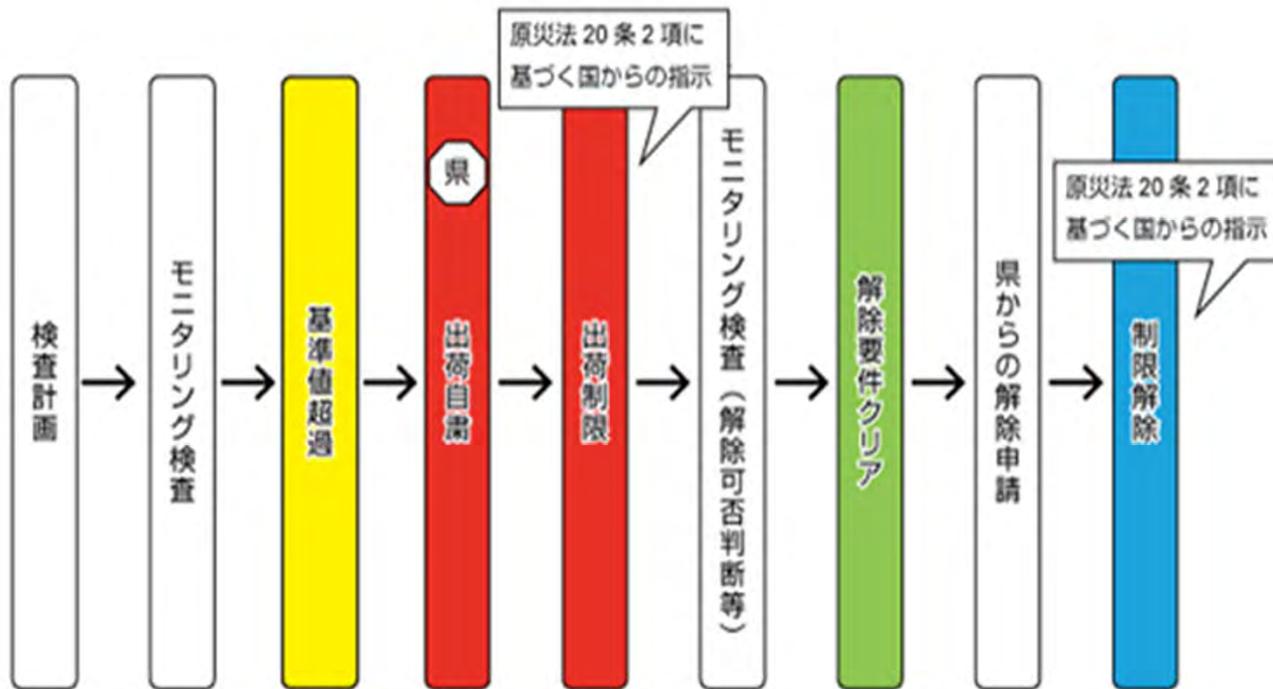
IAEAによるモニタリングへの評価 (IAEA報告書(平成26年2月)より抜粋)

日本は2012年に、国民が受ける放射線量を国際基準レベルより少なくするため、食品の上限値としてセシウム134・137の合計で100ベクレルを採用した。これに応じ、日本は、海水及びフード・チェーンの食品について、包括的なモニタリングシステムを構築している。加えて、日本は国際基準に基づいた食品管理の基準値を導入している。この体系的なアプローチと、関係する地方自治体による出荷制限が、市場に流通する海産物の安全性を確保している。

出荷制限解除までの流れ

- モニタリング検査により、基準値を超えた農林水産物について、生産地域の広がりがあると考えられる場合、品目ごとに市町村単位で出荷を制限しており、市場に流通しないよう措置。
- 出荷制限の解除に当たっては、原則、直近の1ヶ月以内の検査結果がすべて基準値以下であり、基準値を超える結果が出ないことを推定できる場合に解除される。

モニタリングから制限解除までの流れ



根拠:検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(原子力災害対策本部令和3年3月26日)

モニタリングの結果、基準値を超過する放射性セシウムを含む農産物等があった場合には、直ちに県から産出した市町村に出荷自粛を要請する。

その後、自粛要請した産地とその周辺地域で該当品目の追加検査を行い、国(原子力災害対策本部)が出荷制限の要否や対象区域の判断などを行う。

解除に向けては、たとえば野菜の場合、1市町村当たり3カ所以上の地点で放射性セシウムの検査を行うなど、品目ごとに決まった検査を行う。

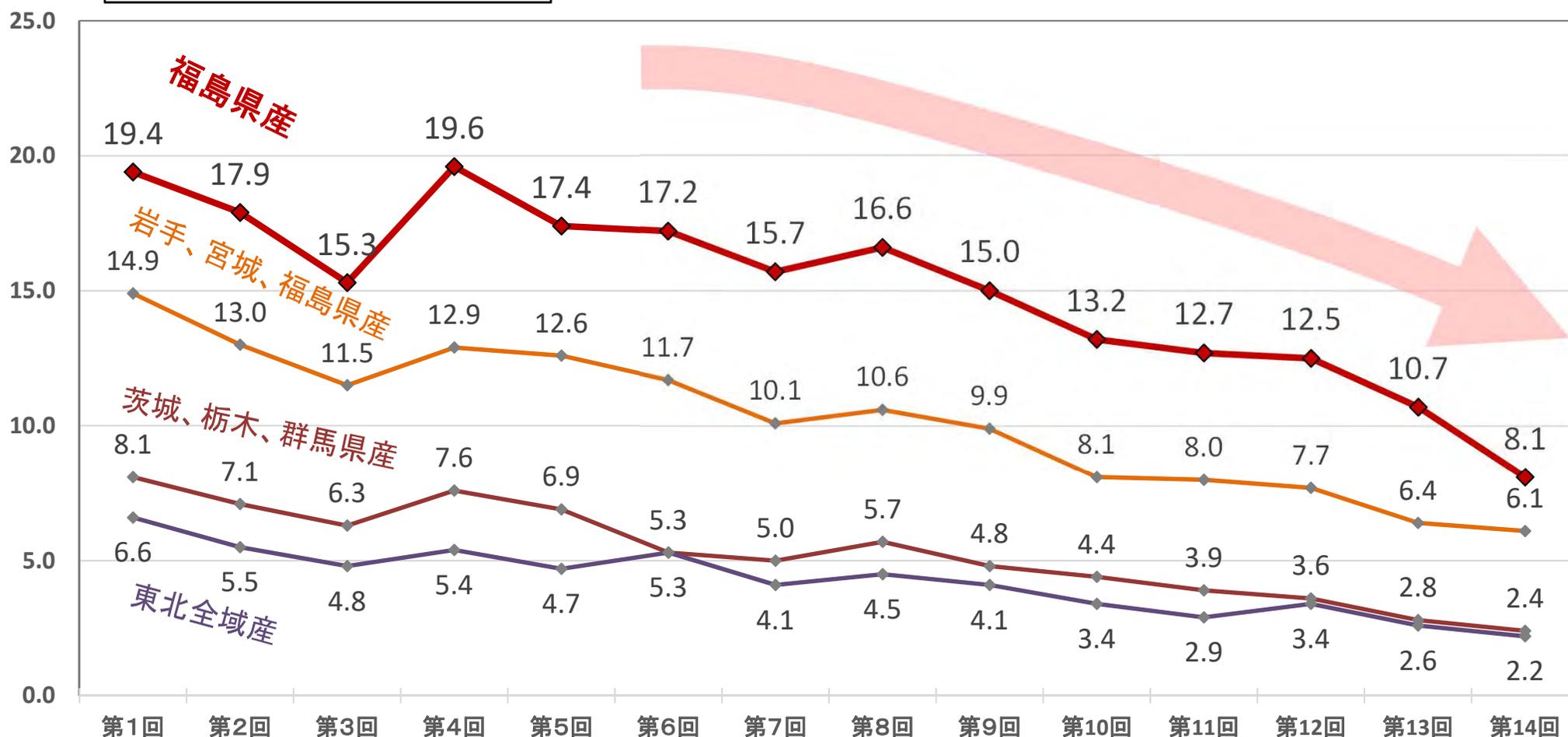
出荷制限の解除に当たっては、原則、直近の1ヶ月以内の検査結果がすべて基準値以下であり、基準値を超える結果が出ないことを推定できる場合に解除される。

出典:「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」原子力災害対策本部(令和3年3月26日)、
ふくしま復興ステーション/復興情報ポータルサイト

食品についての風評被害の現状 (風評被害に関する消費者意識の実態調査 (第14回))

- 消費者庁の調査によると、食品等については、福島県を中心とした被災地産品の購入をためらう消費者が一定程度存在。その割合は減少傾向かほぼ横ばい。
- 放射性物質を気にして食品を買うことをためらう産地を「福島県」と回答した人は、第14回調査 (令和3年1月) では8.1%で、これまでで最少に。

食品を買うことをためらう産地



※ 全回答者(5,176人)のうち、放射性物質を理由に産地を気にする人が、購入をためらう産地として選択した産地の割合

出典: 消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査(第14回)」より抜粋

福島産の農林水産業の状況

○ 農林水産業については、震災前に比べ産出額が減少している。福島県は、今後、農林水産業の再生に向けた取組や、県産農林水産物の魅力と「安全・安心」に向けたPR活動等を進めていく。

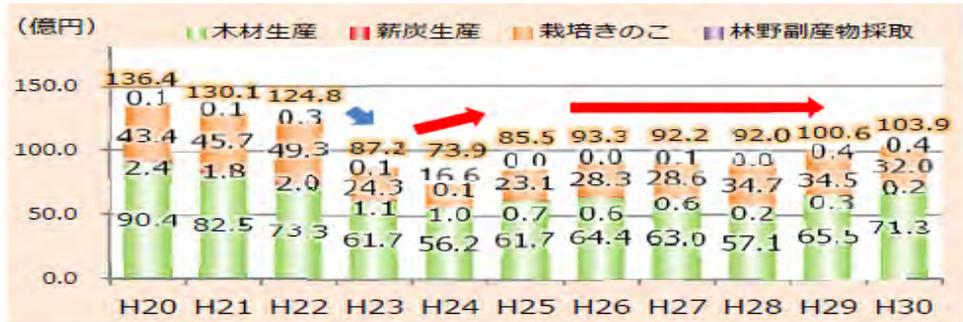
福島県の農業産出額等の推移

農業産出額の推移



※ 平成26年、平成27年には全国的に米の価格は大きく下落し、福島県の米の産出額も大幅に減少したが、近年は回復傾向にある。

林業産出額の推移



海面漁業産出額の推移



主な農産物価格(平均)の推移



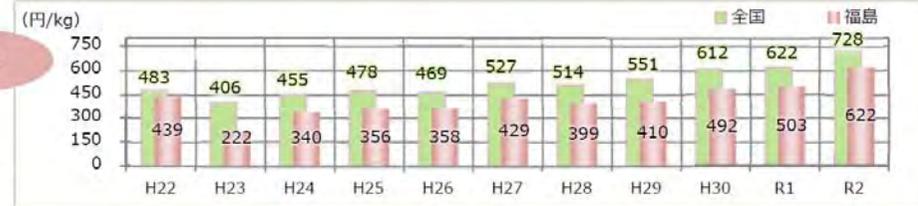
米

※R2年の価格はR2年12月までの数値に基づく暫定値



もも

※R2年は1~12月の数値を元に作成



肉用牛 (和牛)

※R2年は1~12月の数値を元に作成



被災地産品の販路拡大等

- 国内量販店等における販売フェアや事業者向けバイヤーツアー等による戦略的なPRを展開。令和元年7月に福島県が開催した食品流通関係者向けの商談会では、456名の参加者に旬の農林水産物をアピール。
- 今後、関係省庁と連携して水産加工品の販路拡大、輸出促進に係る取組を更に推進。
- 令和3年3月現在において、「食べて応援しよう！」の趣旨に賛同して行われた、民間企業等による被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組の報告件数は累計1,665件。令和3年3月に復興庁、農水省、経産省の連名で、産業界での福島県をはじめとする被災地産品の流通・販売促進や企業マルシェの開催等一層の協力を要請。



畜産物に関する
バイヤーツアー
(令和2年2月、
福島県)



「復興フォーラムin大阪」
福島の現状や魅力の情報
発信・展示販売・観光PRを
行うイベントを開催
(平成29年6月11日・12
日、大阪府)



福島県が食品流通
関係者向けの商談
会を開催
(令和元年7月、
東京都)



英国ケンブリッジ公爵殿下
をお招きした福島県産品を
活用した歓迎夕食会
(平成27年2月28日、
福島県磐梯熱海温泉)

(写真提供:内閣広報室)

福島関係：福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の創設

改正概要

- いまだ根強く残る農林水産業及び観光業等への風評被害に対応するため、福島県内において、特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するための特定事業活動を行う事業者に対して、令和3年度から5年間の特例措置を**創設**。

改正後の特例の内容

- 福島県知事の指定を受けた個人事業者又は法人が、福島県内において特定事業活動^{※1}を行う場合、以下の特例を適用する。

※1 特定風評被害^{※2}がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動。(改正福島復興再生特別措置法(以下「法」という。)第74条第1項)

※2 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷。(法第7条第5項第3号)

① 機械等に係る特別償却等^{※3}

対象資産	特別償却	税額控除
機械・装置、器具・備品	即時償却	15%
建物、構築物	25%	8%

※3 特別償却と税額控除は選択適用。

② 特定被災雇用者等^{※4}を雇用した場合の税額控除

福島県内の事業所に勤務する特定被災雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の**10%**を税額控除できる。

※4 特定被災雇用者等は、平成23年3月11日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島県の区域内に居住していた者。

(注) ①機械等に係る特別償却等と②特定被災雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。

3. 輸入規制の撤廃等に向けた取組

東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制（現状）

2021年
4月現在

カテゴリー	アジア大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計
輸入停止を含む規制	韓国 台湾 中国 香港 マカオ						5か国・地域
	5か国・地域						
限定規制 (条件付きで輸出可) (*1)	<u>インドネシア</u> <u>仏領ポリネシア</u> <u>シンガポール</u>	<u>米国(*1)</u>		<u>EU(*2)</u> <u>アイスランド</u> <u>スイス</u> <u>ノルウェー</u> <u>リヒテンシュタイン</u> <u>ロシア</u>			10か国・地域
	3か国・地域	1か国		6か国・地域			
規制撤廃	ミャンマー(2011.6) ニュージーランド(2012.7) マレーシア(2013.3) ベトナム(2013.9) 豪州(2014.1) タイ(2015.5)(*3) インド(2016.2) ネパール(2016.8) パキスタン(2017.10) ニューカレドニア(2018.8) ブルネイ(2019.10) フィリピン(2020.1)	カナダ(2011.6)	チリ(2011.9) メキシコ(2012.1) ペルー(2012.4) コロンビア(2012.8) エクアドル(2013.4) ボリビア(2015.11) アルゼンチン(2017.12) ブラジル(2018.8)	セルビア(2011.7) ウクライナ(2017.4)	イラク(2014.1) クウェート(2016.5) イラン(2016.12) カタール(2017.4) サウジアラビア(2017.11) トルコ(2018.2) オマーン(2018.12) バーレーン(2019.3) ア首連(2020.12) レバノン(2020.12) イスラエル(2021.1)	ギニア(2012.6) モーリシャス(2016.12) コンゴ(民)(2019.6) モロッコ(2020.9) エジプト(2020.11)	39か国・地域
	12か国・地域	1か国	8か国	2か国	11か国	5か国	

15か国・地域

- (*1) 輸入停止を含まないが証明書要求等の措置を講じている国・地域を「限定規制」と分類している(ただし、米国については、輸入停止措置が含まれているが、対象品目は日本の出荷制限品目を基準としているため、「限定規制」に分類。)。なお、各カテゴリーの中でも規制の内容や対象地域・品目は国・地域ごとに異なる。
- (*2) EUは、EU加盟28か国で同一の規制を課してきたため、英国を含め便宜的に1地域としてカウント。
- (*3) タイは野生動物(イノシシ、ヤマドリ、シカ)の肉を除いて規制を撤廃。
- (*4) 下線を引いている国・地域は、震災後に一定の規制緩和が実現したことのある国・地域。

(参考: 各国の輸入規制の国際法上の根拠)
WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)上、各加盟国は、科学的な原則に基づき、人の生命又は健康等を保護するために必要な措置をとることができる。国際的な基準等に基づいて措置を取るのが原則とされているが、科学的に正当な理由がある場合等には、国際的な基準より厳しい措置を取ることも可能とされている。

東日本大震災後の食品輸入規制撤廃に向けた取組

1 東電福島第一原発事故後54か国・地域が日本産食品等に対する輸入規制措置を導入

2 規制を維持する国・地域に対し働きかけを実施

①会談や国際会議等様々な外交機会を活用し、総理・大臣から働きかけ

例:日・インドネシア首脳会談、日米首脳会談、日EU・EPA合同委員会、日中外相電話会談

その他にも、

②各国首都にて日本大使から働きかけ、③国際貿易担当大使を各国へ派遣、

④関係省庁と連携し、東京にて在京の各国大使に働きかけ等を実施。

3 日本の食品の安全性確保の取組を説明

➤ 国際的に比較しても極めて厳しい基準値を設定し検査を実施

➤ 適切な食品モニタリングを実施

➤ 出荷制限措置等で基準値を超える食品は市場に流通させない体制を確保

一般食品中の
放射性セシウム量基準

◆ 日本: 100

◆ Codex: 1,000

◆ EU: 1,250

◆ 米国: 1,200 (Bq/kg)

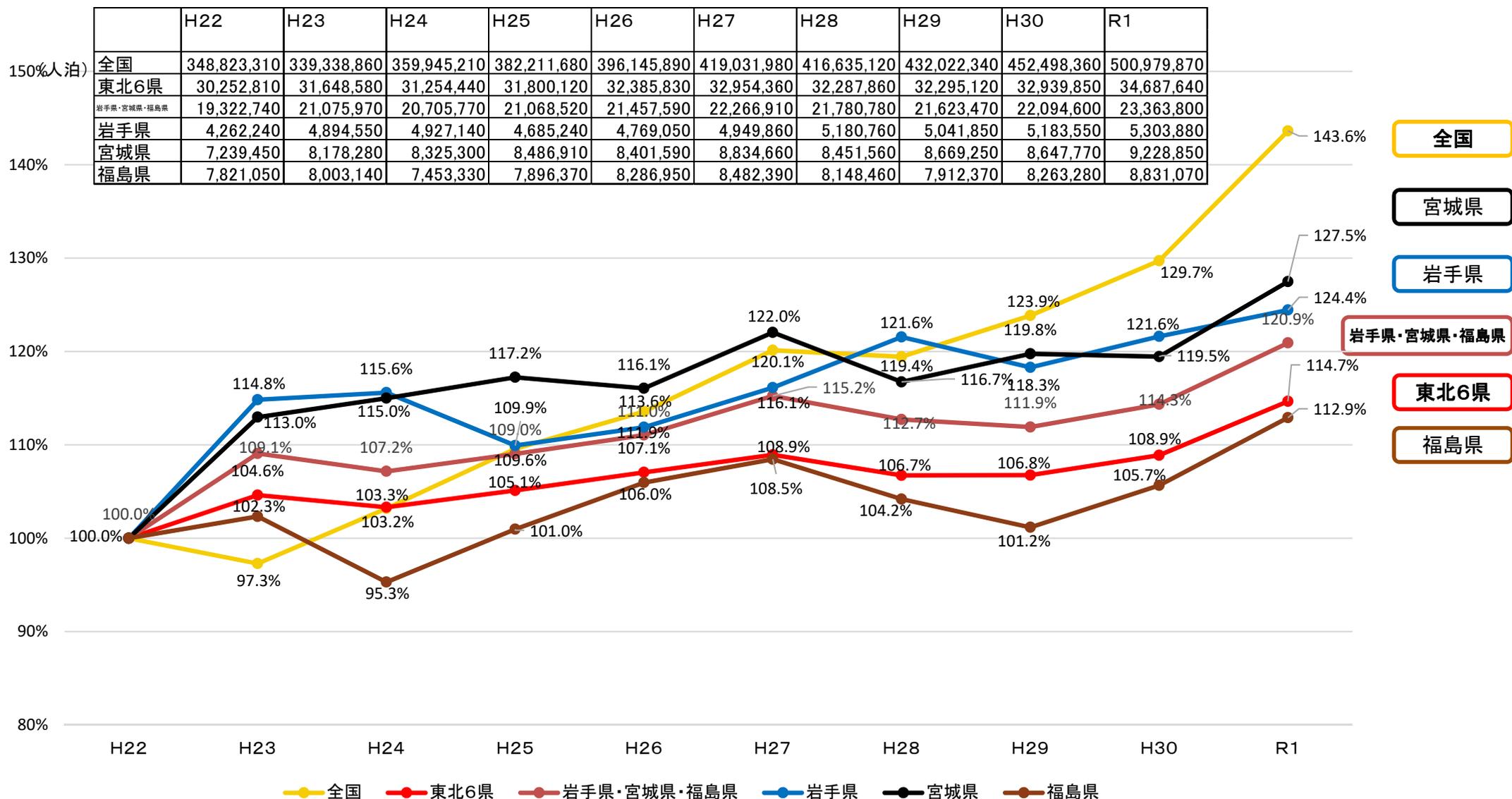
4 これまでに39か国・地域が完全撤廃、その他13か国・地域で緩和が実現

→あらゆる機会を捉え各国・地域への規制撤廃の働きかけと情報発信を継続

4. 観光復興に関する取組

東北地方における延べ宿泊者数（平成22年比）

○ 震災前の平成22年比で福島県を含む被災3県において、震災前の数値を上回っている。

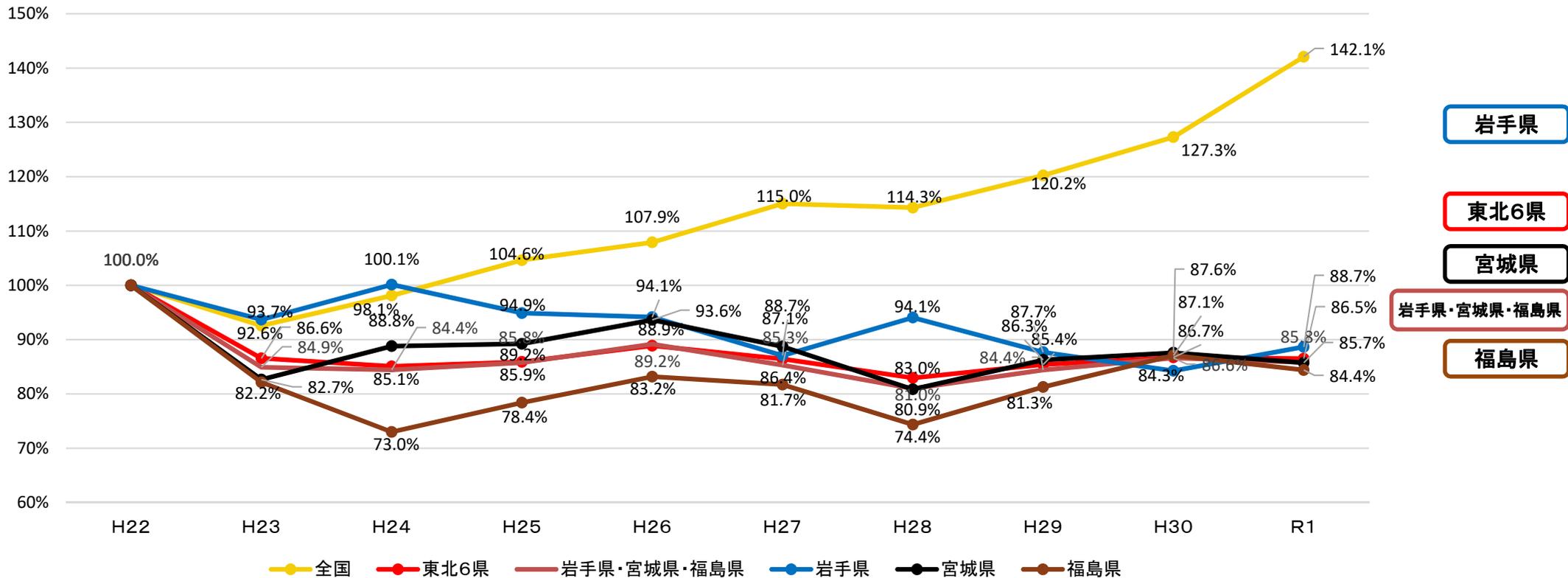


注)・従業員数10人以上の宿泊施設を対象。

観光客中心の宿泊施設（従業者数10人以上）の延べ宿泊者数（平成22年比）

○ 震災前の平成22年比で全国が142.1%まで伸びているのに対し、東北6県においては86.5%と厳しい状況が続いている。

(人泊)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全国	184,081,850	170,403,830	180,614,930	192,603,520	198,660,410	211,781,050	210,424,190	221,354,320	234,309,920	261,555,730
東北6県	17,286,050	14,962,820	14,706,290	14,849,030	15,363,790	14,941,730	14,340,670	14,764,060	14,992,220	14,952,610
岩手県・宮城県・福島県	11,797,960	10,018,670	9,961,710	10,118,110	10,520,940	10,063,220	9,554,350	9,947,040	10,219,340	10,124,180
岩手県	2,653,410	2,485,980	2,657,000	2,517,800	2,497,980	2,310,670	2,496,160	2,326,840	2,235,860	2,352,660
宮城県	3,979,090	3,288,740	3,533,610	3,550,490	3,725,860	3,530,990	3,217,440	3,432,900	3,484,960	3,411,840
福島県	5,165,460	4,243,950	3,771,100	4,049,820	4,297,100	4,221,560	3,840,750	4,198,880	4,498,520	4,359,680



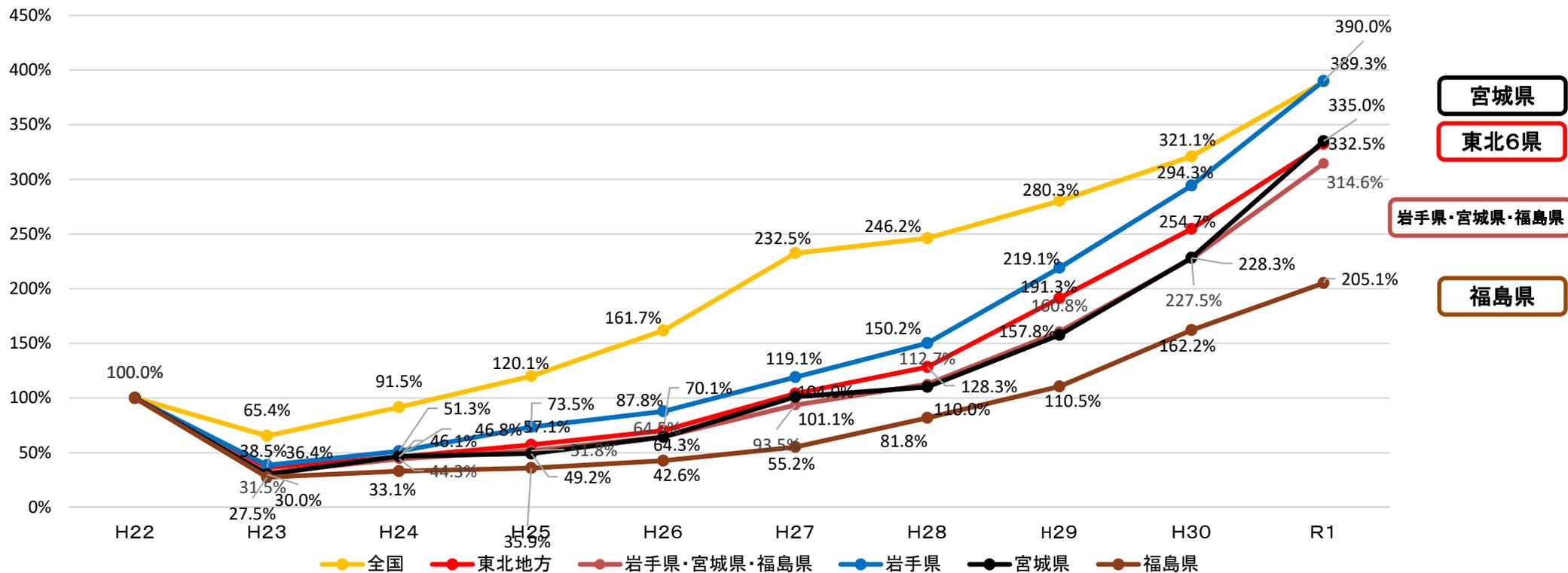
注)・従業員数10人以上の宿泊施設を対象。
 ・観光客中心の宿泊施設とは、観光目的の宿泊者が50%以上の宿泊施設をさす。

海外からの来訪客

- 東北ブロックは、ブロック別外国人宿泊者数の伸びが近年では全国の中でも大きい。
- 東北6県150万人泊の目標値を上回った。

東北3県における延べ外国人宿泊数(平成22年比)

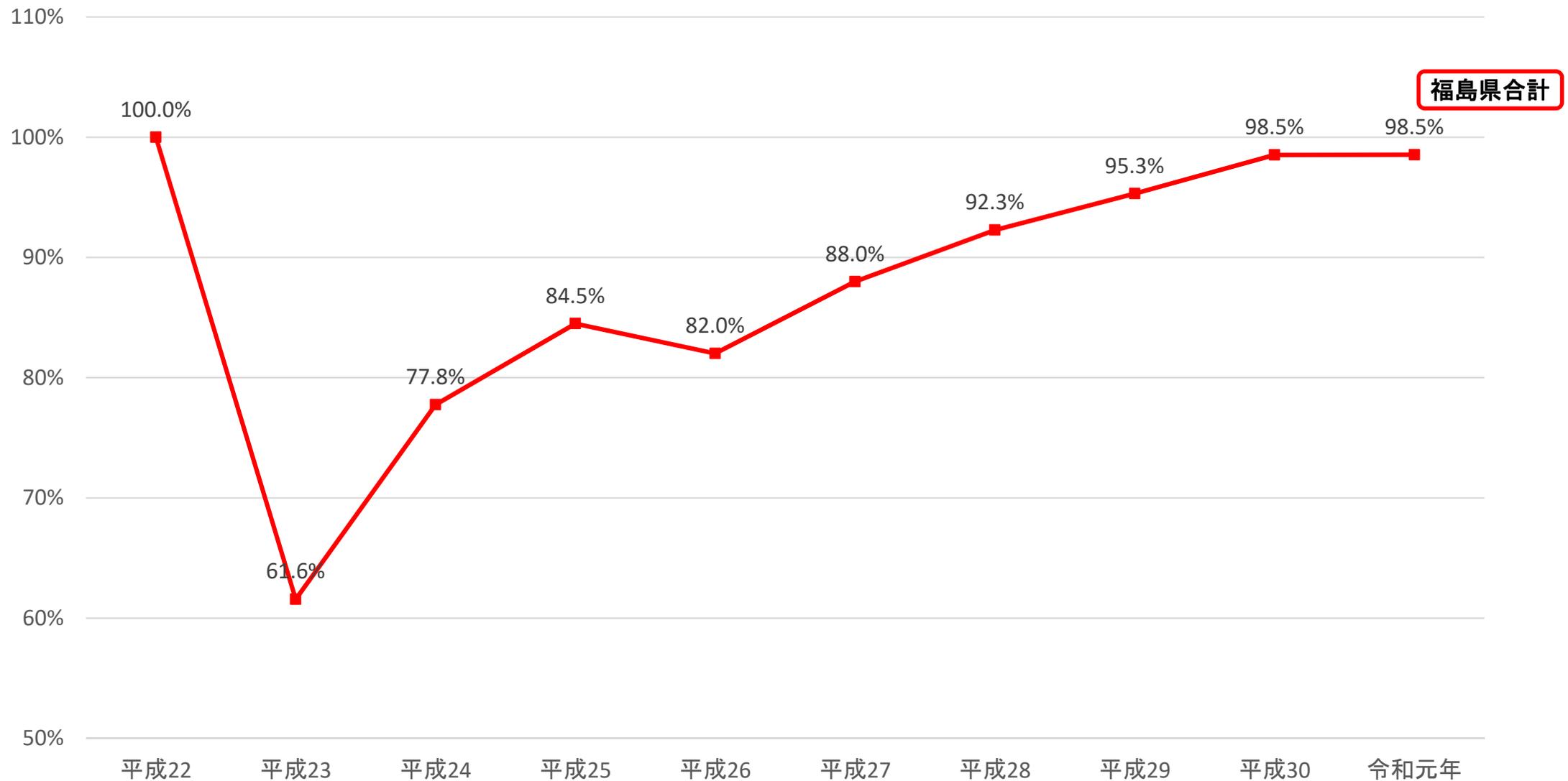
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全国	26,023,000	17,015,780	23,822,510	31,242,220	42,072,820	60,509,240	64,066,730	72,933,660	83,566,460	101,306,450
東北6県	505,400	183,910	232,930	288,760	354,240	525,650	648,430	966,860	1,287,470	1,680,210
岩手県・宮城県・福島県	330,100	103,990	146,220	171,030	212,920	308,700	372,080	530,710	751,050	1,038,510
岩手県	83,440	32,140	42,790	61,330	73,220	99,360	125,330	182,810	245,590	325,450
宮城県	159,490	47,860	74,590	78,400	102,550	161,250	175,480	251,610	364,110	534,250
福島県	87,170	23,990	28,840	31,300	37,150	48,090	71,270	96,290	141,350	178,810



注)・従業員数10人以上の宿泊施設を対象。

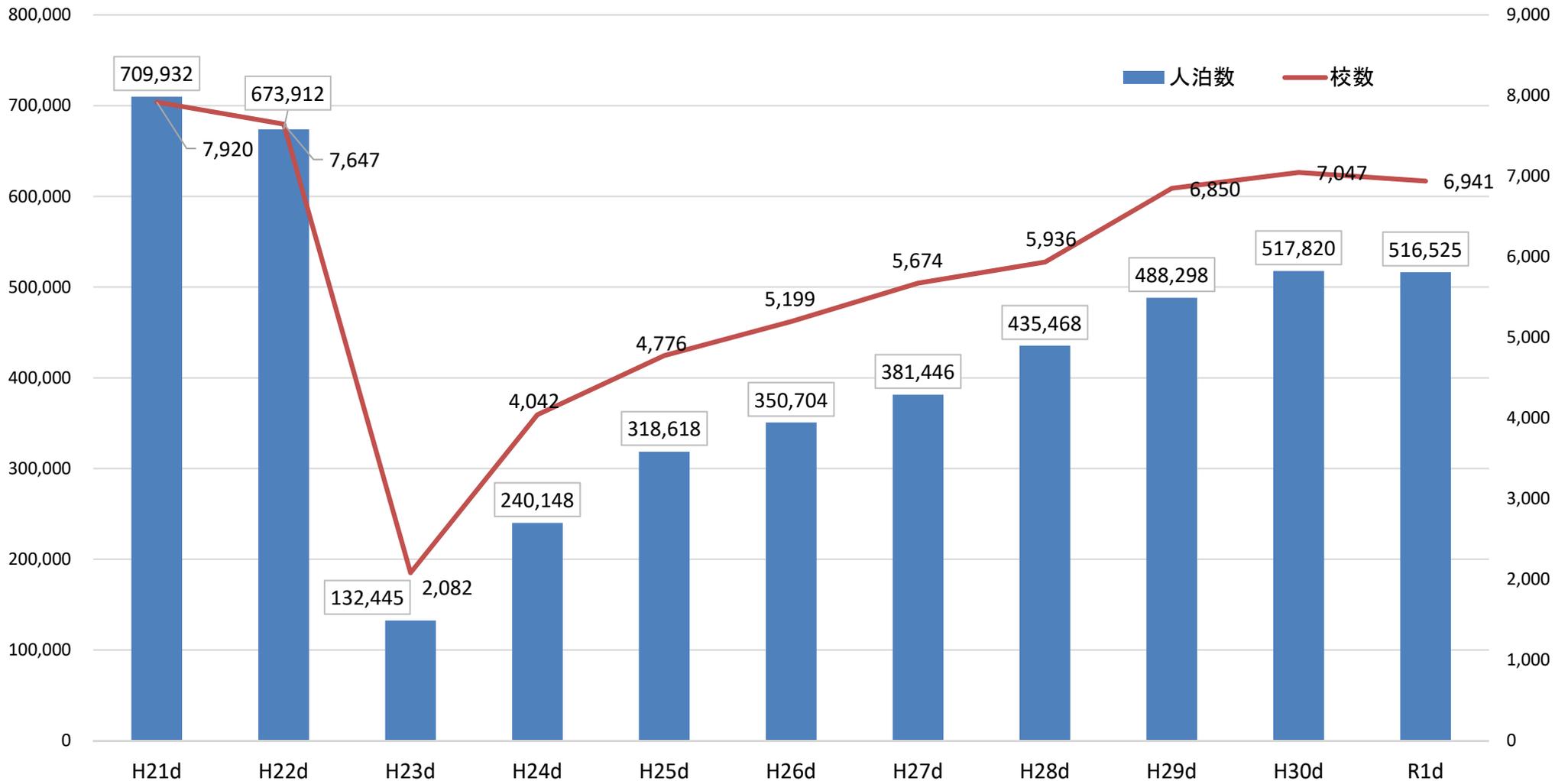
福島県の観光客入込状況（延べ人数）（平成22年比）

令和元年の福島県の観光入込客数は、県全体では震災前の98.5%となっている。



福島県教育旅行入込数推移

- 福島県ではこれまで延べ宿泊数で年間70万人を超える子どもたちを受け入れてきた。
- 東日本大震災及び福島第一原発事故による風評被害などの影響で、平成23年度は約13万人と震災前の2割まで減少したが、令和元年度は約52万人と震災前の約7割ほどまで回復してきている。



※教育旅行を目的に福島県に宿泊した小学生～大学生までの宿泊延べ人数及び学校・団体数

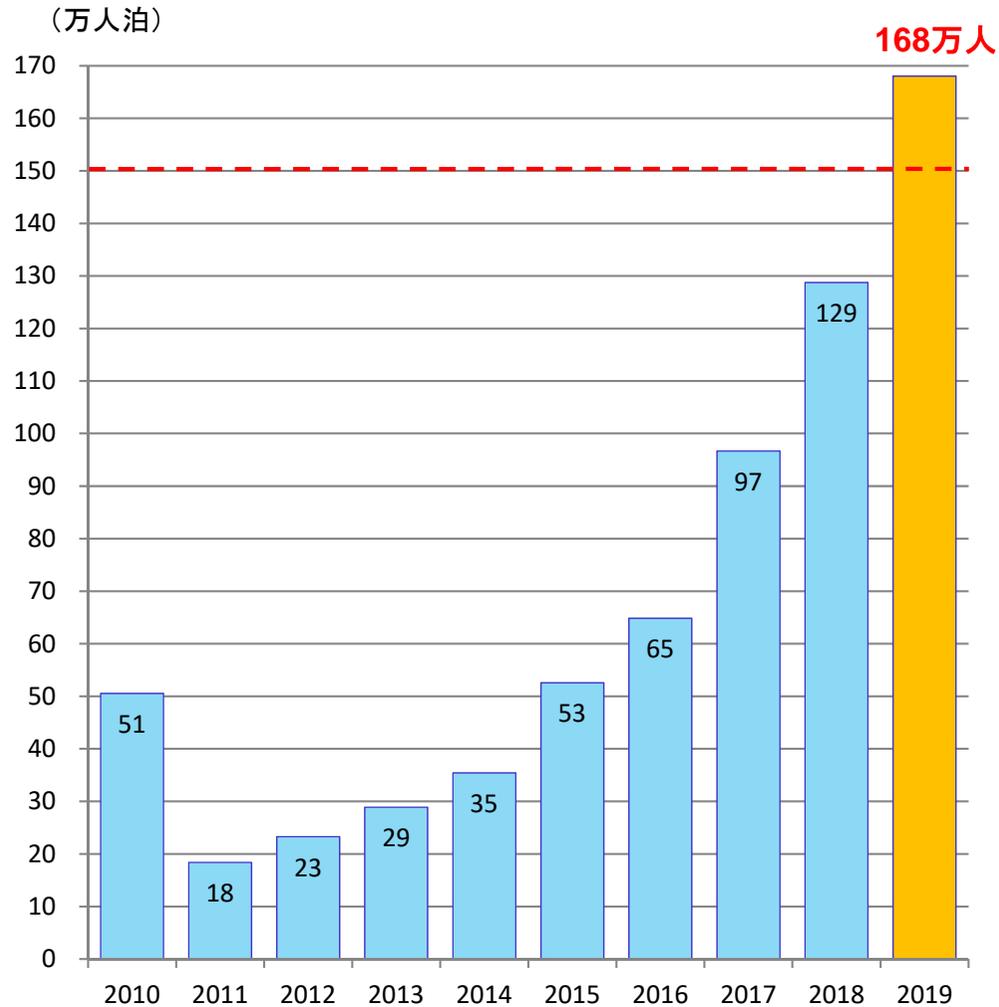
出典：福島県調べ

東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業

- 2019年の東北6県の外国人宿泊者数は震災前の約3倍の約168万人泊。
⇒「2020年までに150万人泊」の目標値を上回った。

復興の現状

【東北6県における外国人延べ宿泊者数】



出典: 観光庁「宿泊旅行統計調査」

2020年までの取組

観光地域づくりの支援(東北観光復興対策交付金)

- 東北地方において、地域からの発案に基づき実施する、インバウンドを呼び込む取組を支援
- 2016年から滞在コンテンツ充実・強化、受入環境整備、プロモーションの強化に取組み、インバウンド受入れ能力が向上



地域のコンテンツを生かした
旅行商品を造成



一部の祭りにおいて
特別観覧商品の設置



多言語観光案内看板
の設置

訪日プロモーション(JNTO運営費交付金)

- 東北に特化した海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとして集中的な訪日プロモーションを実施



海外の著名人を活用した情報発信
(福島県/磐梯山でのトレッキング)



オンライン旅行会社等と連携した
販促キャンペーン

※ その他事業として、海外メディアの招請、海外旅行会社の招請及び商談会、海外旅行会社等と連携した共同広告等を実施。

福島県における観光関連復興支援事業

福島県における観光復興を促進するため、同県が福島県観光関連復興事業実施計画に基づいて実施する①滞在コンテンツの充実・強化、②受入環境の整備、③プロモーションの強化、④観光復興促進のための調査を支援し、国内外から福島県への誘客を図る。

事業概要

- ・補助対象事業：福島県の観光復興を促進することを目的とする以下の取組
①滞在コンテンツ充実・強化事業、②受入環境整備事業、③プロモーション強化事業、④観光復興促進調査事業
- ・交付対象事業者：福島県
- ・補助率：浜通りのみを対象とする補助事業にあつては10分の8以内。それ以外は10分の7以内

滞在コンテンツの充実・強化

(具体的な取組)

- ・教育旅行版ホープツーリズムにおける多様な学びのニーズに応じたプログラム造成
- ・JR常磐線を活用した旅行商品の造成支援



震災体験の伝承、再生可能エネルギー施設の見学など福島県ならではのコンテンツを活かしたホープツーリズムのモデルコースを造成

受入環境の整備

(具体的な取組)

- ・浜通りを国内旅行者に訴求させるためのHPの作成
- ・教育旅行の誘致に向けた運動施設、宿泊施設、仕出し業者等の事業者のネットワーク化及びワンストップ窓口の設置



いわきの七浜海道のサイクリングなど浜通りのコンテンツを情報発信するHPを作成

プロモーションの強化

(具体的な取組)

- ・ウェブサイト等を通じた、「健康」や「癒やし」をテーマとする誘客コンテンツ、コロナ対策の情報発信
- ・現地旅行会社への情報提供、現地旅行会社等からの現地ニーズ、トレンド等の情報収集



福島空港のチャーター便本数が増加傾向にあるベトナムにおいて福島の魅力をPR

観光復興促進のための調査

(具体的な取組)

- ・震災10年目の観光実態(観光交流人口、観光施設、観光地、宿泊施設、観光団体・事業者等の実態)を把握する調査を実施
- ・浜通り地域とその他の地域を比較分析するためのアンケート調査を実施



震災関連施設等のニーズを調査し新たな誘客戦略を策定

5. 廃炉・汚染水対策に関する状況

汚染水対策の主な進捗

- 「近づけない」「漏らさない」「取り除く」の3つの基本方針に基づき
着実に取組を実施

＜汚染源に水を「近づけない」＞

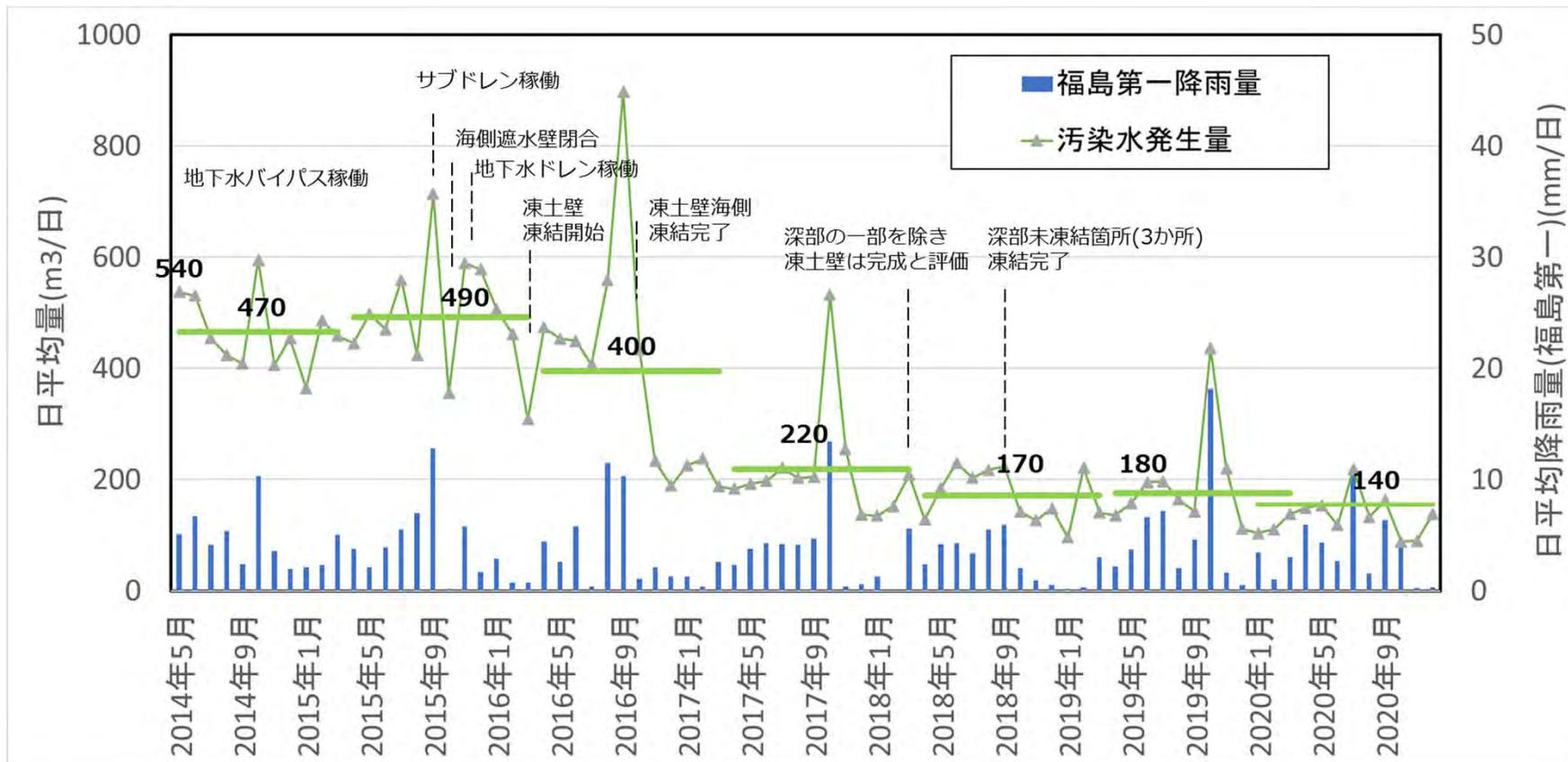
- サブドレン・凍土壁等の予防的・重層的な対策により、汚染水発生量は約540m³/日（対策前、2014年5月）から約140m³/日（2020年月平均）に低減

＜汚染水を「漏らさない」＞

- 海側遮水壁等の対策により、港湾内の放射性物質濃度は告示濃度限度以下を維持。

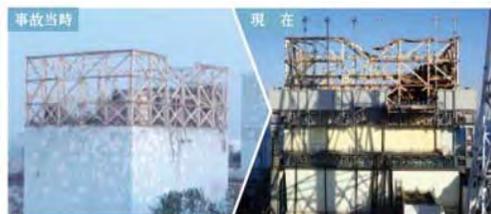
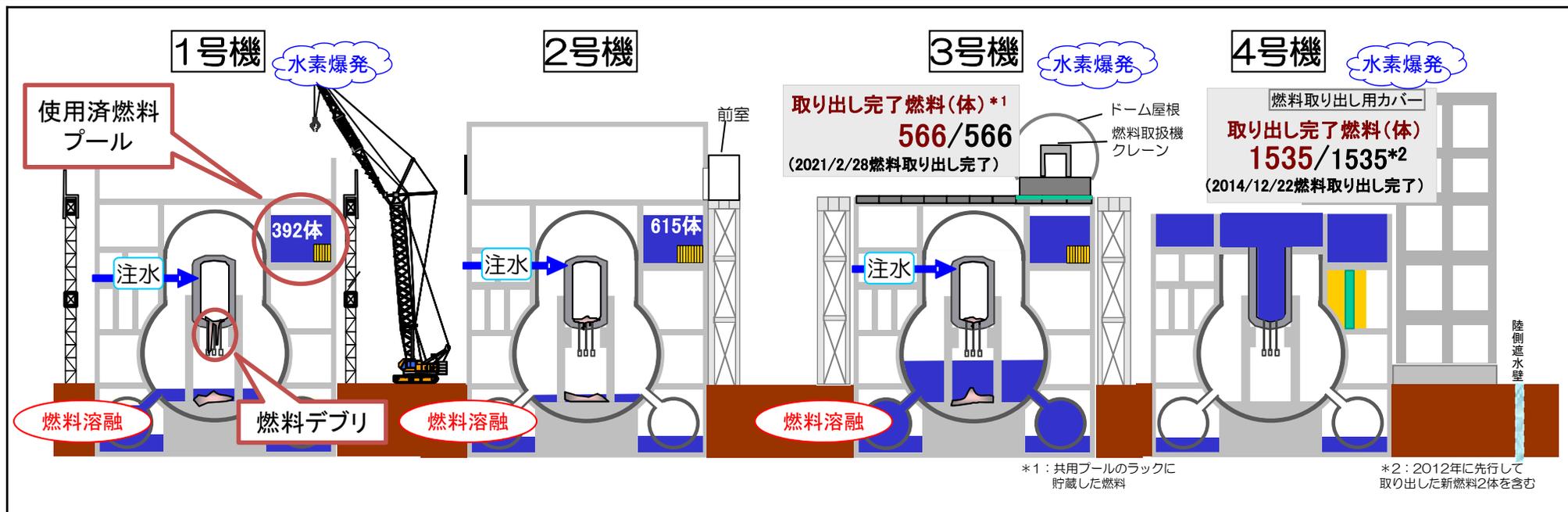
＜汚染源を「取り除く」＞

- 多核種除去設備（ALPS）等により浄化処理を実施。



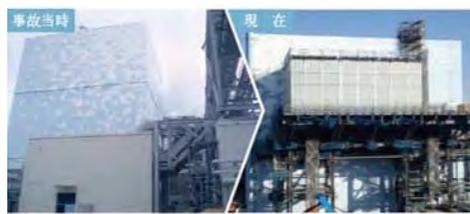
福島第一原子力発電所 1～4号機の現状

- 1、2号機は、使用済燃料プール内の燃料取り出しに向けた準備作業中（オペレーティングフロアのカレキ撤去等）。3号機は、2021年2月に使用済燃料プールからの燃料取り出しを完了。
- 事故時に溶けて固まった燃料（燃料デブリ）は、まず2号機で試験的取り出しに着手する予定。その後、段階的に取り出し規模を拡大。



建屋上部のオペレーティングフロアのカレキ撤去開始【2018年1月】

燃料取り出し開始：
2027年度～2028年度



オペレーティングフロア内の残置物移動・片付け開始【2018年11月】

燃料取り出し開始：
2024年度～2026年度



使用済燃料プールからの燃料取り出し完了【2021年2月】



燃料取り出しは完了

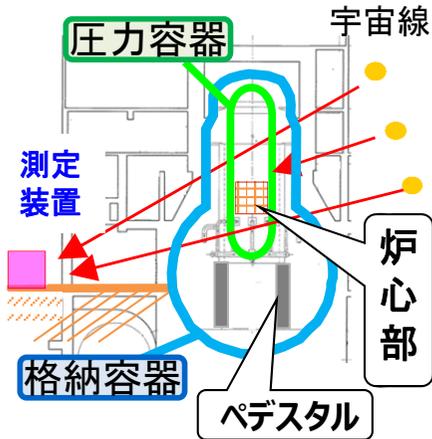
燃料デブリはなし

燃料デブリ取り出し（2号機）開始：
2021年内（※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、1年程度遅延見込み）

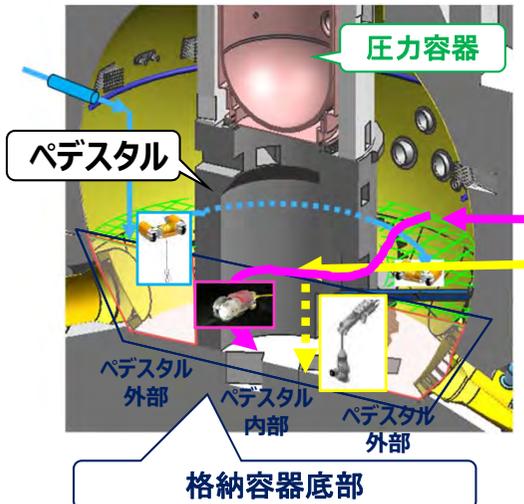
燃料デブリ取り出しに向けたこれまでの調査状況について

○これまでに、1～3号機の各号機において、①透過力の強い宇宙線を利用した「透視」技術による調査、②内視鏡やロボット等による調査を実施し、線量・画像等の有用なデータを取得。
○初号機からの燃料デブリ取り出しに向けて、今後、更に内部調査を進めていく予定。

①透視による調査



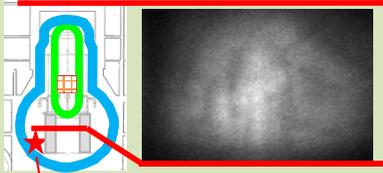
②ロボット等による調査



1号機

2015年2～5月

圧力容器の炉心部には燃料なし(推定)



2017年3月

格納容器底部で一定の厚さの堆積物を確認

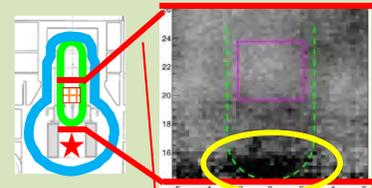


ペダスタル外部で確認した堆積物

2号機

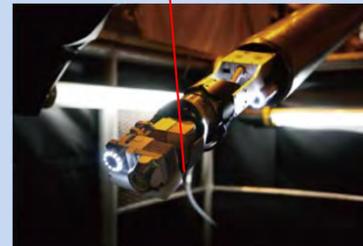
2016年3～7月

圧力容器の底部に燃料あり(推定)



2018年1月

格納容器底部で燃料デブリと思われる堆積物を確認

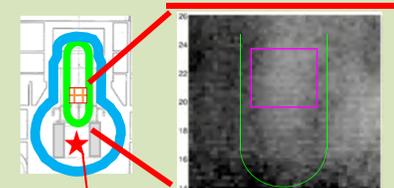


ペダスタル内部で確認した堆積物

3号機

2017年5～9月

圧力容器の炉心部には燃料デブリの大きな塊はない(推定)



2017年7月

格納容器底部で燃料デブリの可能性のある堆積物を確認

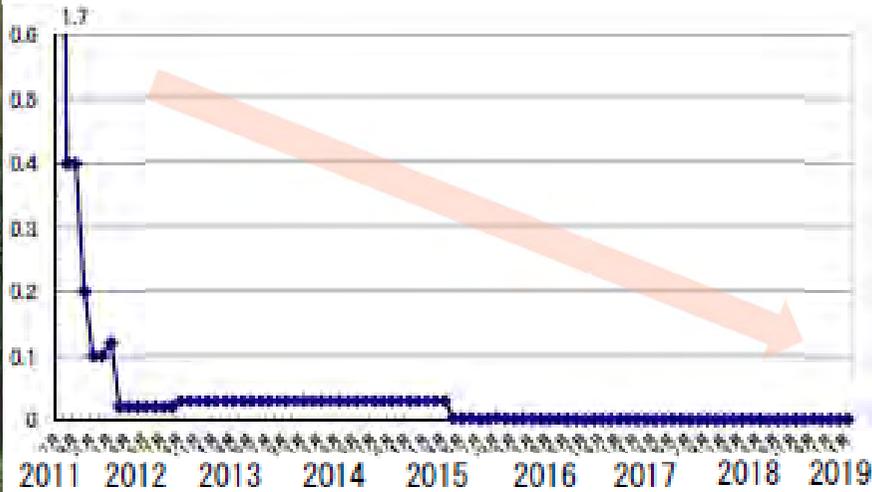


ペダスタル内部で確認した堆積物

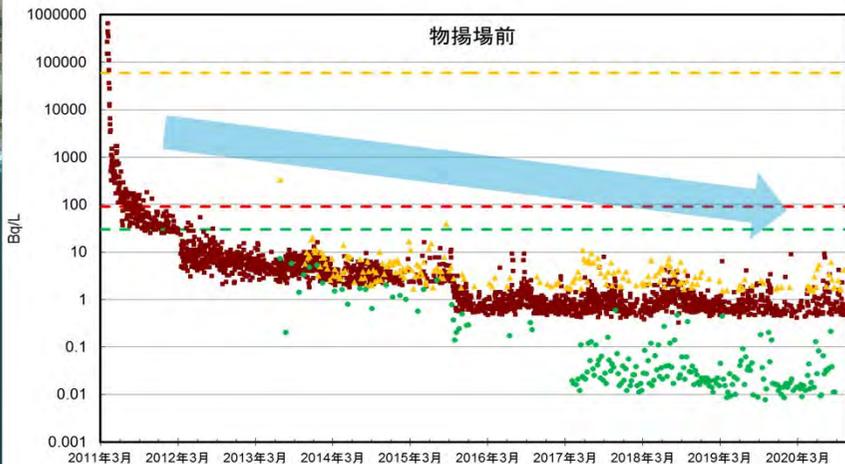
福島第一原発の敷地境界及び周辺海域の改善状況

- 敷地境界における原子炉建屋からの放射性物質の放出による被ばく線量及び周辺海域における放射性物質濃度は、事故直後から数カ月で劇的に低下。
- 現在では、敷地境界の追加的な実効線量は1mSv/年未満となり、周辺海域の放射性物質濃度は検出値未満となっている。

1～4号機原子炉建屋からの放射性物質（セシウム）による敷地境界における年間被ばく線量評価

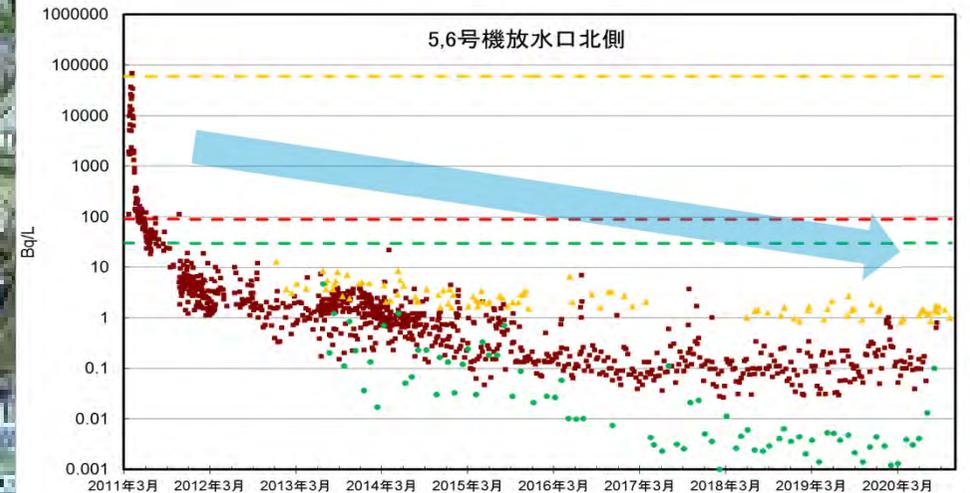


港湾内の放射性物質濃度（港湾内）



敷地境界線

港湾外の放射性物質濃度（港湾外）



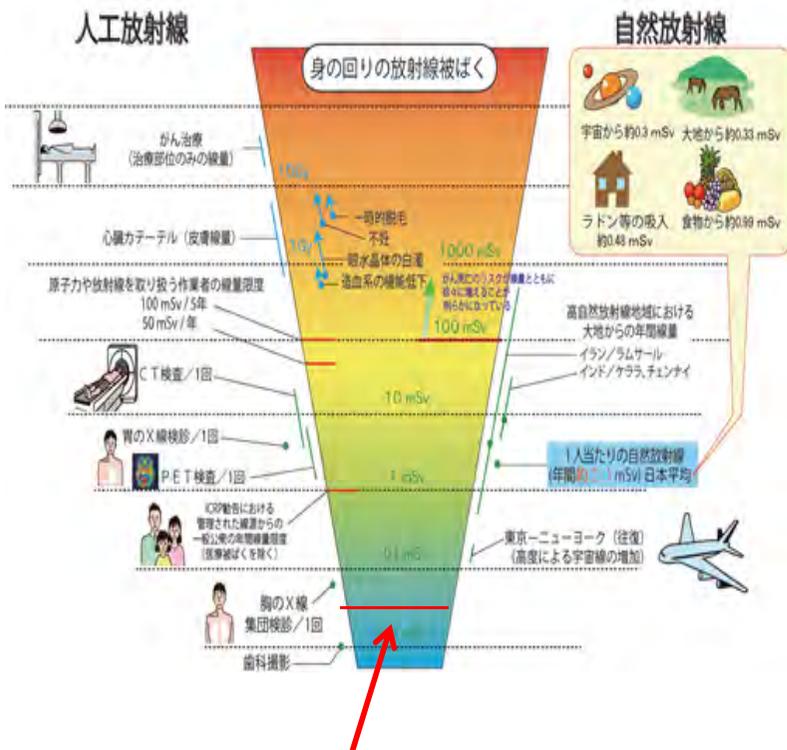
《参考》法令基準値

- ・セシウム134 (Cs-134) : 60Bq/L
- ・セシウム137 (Cs-137) : 90Bq/L
- ・ヨウ素(I-131) : 40Bq/L
- ・ストロンチウム (Sr-90) : 30Bq/L
- ・トリチウム (H-3) : 60,000Bq/L

福島第一原発エリア内の環境の改善

- 構内は、除染や敷地舗装などにより、放射線量が低減。一部エリアではマスク等の装備なしで視察が可能。一般的なコースであれば、視察時の被ばく線量は0.02mSv程度であり、歯科のX線検査2回分に相当。
- また、平成30年5月に、全面マスク着用や防護服の着用が不要な一般作業服エリアが構内の約96%まで拡大するなど、作業環境も大幅に改善。

<被ばく線量の比較>



視察時の被ばく線量 (目安)

出典：量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所

<大型休憩所内の施設>



- 温かい食事をとることのできる食堂やコンビニエンスストアを整備

<構内休憩スペースの変遷>



J ヴィレッジの休憩所

大型休憩所 (2015.5~)

<一般作業服着用可能エリア>

- : 線量が高く防護服等を必要とするエリア
- : 線量が低く一般作業服で作業可能なエリア



- 防護服
- 一般作業服
- 構内専用服

